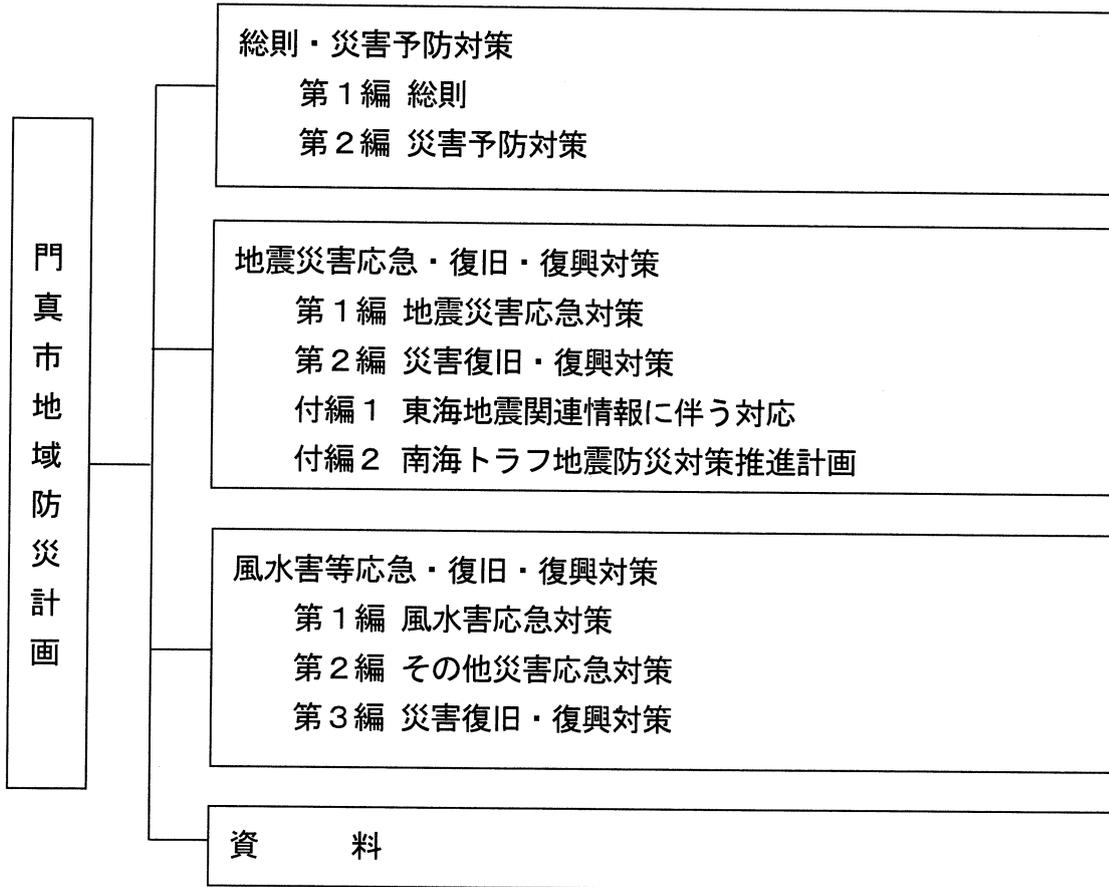


門真市地域防災計画

平成27年 月修正

門真市防災会議

【計画の構成】



< 目次 >

【総則・災害予防対策】

第1編 総則

第1章 計画の概要	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の構成	2
第2章 市域の概要	4
第1節 自然的条件	4
第2節 社会的条件	7
第3章 災害の想定	10
第1節 想定災害	10
第2節 地震災害の想定	11
第3節 豪雨災害の想定	12
第4章 防災ビジョン	13
第1節 基本目標	13
第2節 計画の位置づけ	14
第5章 防災関係機関の業務大綱	20
第1節 地方公共団体の業務	20
第2節 指定地方行政機関、指定公共機関等の業務	26
第6章 市民、事業者の基本的責務	31
第1節 基本的役割	31
第7章 計画の運用	33
第1節 計画の修正	33
第2節 計画の習熟	34

第2編 災害予防対策

第1章 防災体制の整備	1
第1節 総合的防災体制の整備	1
第2節 情報収集伝達体制の整備	11
第3節 火災予防対策の推進	16
第4節 災害時医療体制の整備	21
第5節 緊急輸送体制の整備	27
第6節 避難受入れ体制の整備	31
第7節 緊急物資確保体制の整備	39
第8節 ライフライン確保体制の整備	45
第9節 交通確保体制の整備	52

第10節	要配慮者対策	53
第11節	帰宅困難者支援体制の整備	60
第12節	災害廃棄物処理に係る防災体制の整備	63
第13節	地震防災緊急事業五箇年計画の推進	64
第2章	地域防災力の向上	65
第1節	防災知識の高揚	65
第2節	自主防災体制の整備	69
第3節	ボランティア活動環境の整備	73
第4節	企業防災の促進	75
第3章	災害予防対策の推進	76
第1節	都市の防災機能の強化	76
第2節	建築物等の安全化	84
第3節	水害予防対策の推進	87
第4節	地盤災害予防対策の推進	90
第5節	危険物等災害予防対策の推進	91
第6節	放射線災害予防対策の推進	93

【地震災害応急・復旧・復興対策】

第1編 地震災害応急対策

第1章 初動期の活動	1
第1節 組織動員	1
第2節 動員体制	13
第3節 災害緊急事態	17
第4節 情報の収集伝達	18
第5節 災害広報・広聴対策	28
第6節 広域応援等の要請・受入れ	33
第7節 自衛隊の災害派遣の要請	38
第8節 消火・救助・救急活動	41
第9節 医療救護活動	48
第10節 避難誘導	54
第11節 避難所の開設・管理	60
第12節 避難行動要支援者への支援	65
第13節 広域一時滞在	68
第14節 二次災害の防止	69
第15節 交通規制・緊急輸送活動	73
第16節 ライフラインの緊急対応	80
第17節 交通の安全確保	82
第2章 応急復旧期の活動	84
第1節 市民等からの問合せ	84
第2節 災害救助法の適用	85
第3節 緊急物資の供給	88
第4節 保健衛生活動	94
第5節 ライフラインの確保	98
第6節 交通の機能確保	103
第7節 住宅の応急確保	107
第8節 応急教育等	113
第9節 自発的支援の受入れ	117
第10節 廃棄物の処理	121
第11節 遺体の処理及び埋火葬	128
第12節 社会秩序の維持	133

第2編 災害復旧・復興対策

第1章 生活の安定	1
第1節 公共施設等の復旧	1

第2節	激甚災害の指定	3
第3節	特定大規模災害	5
第4節	り災証明の発行	6
第5節	被災者の生活確保	7
第6節	中小企業の復興支援	13
第7節	農業関係者の復興支援	14
第2章	復興の基本方針	16

付編1 東海地震関連情報に伴う対策

第1章	計画の目的等	1
第1節	目的	1
第2節	予想震度	2
第3節	基本方針	3
第2章	応急対策活動	4
第1節	東海地震注意情報発表時の対応	4
第2節	警戒宣言が発せられたときの対応措置	6
第3節	市民・事業者等に対する広報	9

付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章	総則	1
第1節	推進計画の目的	1
第2節	防災関係機関の業務大綱	2
第2章	関係者との連携協力の確保	3
第1節	資機材、人員等の配備手配	3
第2節	他機関に対する応急要請	5
第3節	帰宅困難者への対応	6
第3章	円滑な避難の確保に関する事項	7
第4章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	8
第1節	施設整備等の整備方針	8
第2節	建築物、構造物等の耐震化・不燃化	9
第3節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	10
第5章	防災訓練計画	13
第1節	南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練の実施	13
第2節	学校における防災訓練の実施	14
第6章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	15
第1節	地域防災力の向上	15
第2節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	17

【風水害等応急・復旧・復興対策】

第1編 風水害応急対策

第1章 災害警戒期の活動	1
第1節 気象予警報等の伝達	1
第2節 組織動員	10
第3節 動員体制	17
第4節 警戒活動	21
第5節 避難誘導	27
第2章 災害発生後の活動	34
第1節 災害情報の収集・伝達	34
第2節 災害広報・広聴対策	42
第3節 広域応援等の要請・受入れ	47
第4節 自衛隊の災害派遣の要請	51
第5節 救助・救急活動	54
第6節 医療救護活動	57
第7節 避難所の開設・管理	63
第8節 避難行動要支援者への支援	67
第9節 交通規制・緊急輸送活動	70
第10節 公共土木施設等・建築物応急対策	77
第11節 ライフラインの応急対策	80
第12節 交通の機能確保	85
第13節 市民等からの問合せ	88
第14節 災害救助法の適用	89
第15節 緊急物資の供給	92
第16節 保健衛生活動	98
第17節 住宅の応急確保	102
第18節 応急教育等	107
第19節 自発的支援の受入れ	111
第20節 廃棄物の処理	115
第21節 遺体の処理及び埋火葬	123
第22節 社会秩序の維持	128

第2編 その他災害応急対策

第1章 火災	1
第2章 その他災害	6
第1節 市街地災害応急対策	6
第2節 危険物等災害応急対策	8

第3節 大規模交通災害応急対策	12
-----------------	----

第3編 災害復旧・復興対策

第1章 生活の安定	1
第1節 公共施設等の復旧	1
第2節 激甚災害の指定	3
第3節 特定大規模災害	5
第4節 り災証明の発行	6
第5節 被災者の生活確保	7
第6節 中小企業の復興支援	13
第7節 農業関係者の復興支援	14
第2章 復興の基本方針	16

【総則・災害予防対策】

第1編 総 則

第1章 計画の概要

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第5条（推進計画）の規定に基づき、門真市防災会議が、門真市の市域に係る防災に関し、市域の災害予防、災害応急対策、災害復旧等を実施する事項を定め、市と市域内の公共的団体（以下「関係機関」という。）等が処理すべき事務又は業務の大綱を定めることによって、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の構成

第1 総則・災害予防対策

1 総則

市及び関係機関が防災に関し処理すべき事務及び業務の大綱、想定される被害等について定める。

2 災害予防対策

災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるべき市街地の整備、災害が発生した後の応急対策が迅速かつ的確に実施できる防災体制の整備、地震災害及び風水害をはじめ各種災害に対応するための平常時からとるべき措置等、災害に備えた防災活動全般について定める。

第2 地震災害応急・復旧・復興対策

1 地震災害応急対策

地震発生直後の人命救助から、その後の被災者の生活支援に重点を置き、市及び関係機関に求められる活動内容を初動期、応急復旧期に分け時系列に定める。

2 災害復旧・復興対策

市民の生活再建のための各種の取組み及び復興の基本方針について定める。

3 東海地震関連情報に伴う対応

東海地震関連情報が気象庁から発せられた場合における適切な対応措置等について定める。

4 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図る。

第3 風水害等応急・復旧・復興対策

1 風水害応急対策

(1) 災害警戒期の応急対策

災害を未然に防止し、又は被害を最小限に抑えるための気象予警報等の伝達方法、

災害発生に備えた準備体制等について定める。

(2) 災害発生後の応急対策

災害発生直後の人命救助から、その後の被災者の生活支援に重点を置き、市及び関係機関に求められる活動内容を初動期、応急復旧期に分け時系列に定める。

2 その他災害応急対策

市街地の大規模火災や高層建築物等の災害、危険物等災害、放射線災害、大規模交通災害の応急対策について定める。

3 災害復旧・復興対策

市民の生活再建のため、各種の取組み及び復興の基本方針について定める。

第2章 市域の概要

第1節 自然的条件

第1 地理的条件

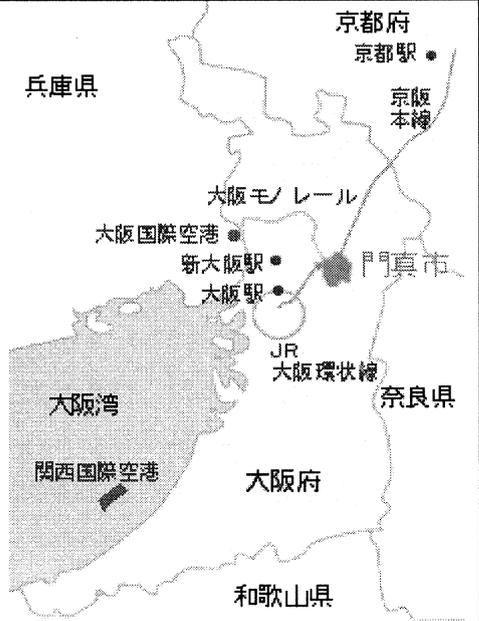
1 位置

本市は、大阪府の東北部に位置し、大阪市（鶴見区）、守口市、寝屋川市及び大東市の4市に隣接している。

市の北部を京阪電車が東西に通過するほか、平成9年には地下鉄長堀鶴見緑地線（門真南駅）、大阪モノレール（門真市駅）の両線が市内に乗り入れ、交通の利便性が向上した。また、主要道路には、京阪バス・近鉄バスによる路線バス網が張りめぐらされている。

幹線道路網としては、市内の中央部を国道163号が東西に横断し、西部を南北に府道大阪中央環状線や近畿自動車道が縦断し、本市の重要な交通網となっている。

【門真市の位置】

位置	東経 135° 35' 23" 北緯 34° 44' 09"	
面積	12.30km ²	
広ぼう	東西 約 4.9km 南北 約 4.3km	

2 地形

東に飯盛、生駒の山脈と西は大阪湾に囲まれた河内平野のほぼ中央部に位置している。

この本市を中心とする河内平野一帯は標高5m以下の低くて平らな沖積平野である。その中でも当市域は最も低湿な地域で、大部分は標高2m以下、特に南の三ツ島付近では、0.1~0.3mの低地が広がっている。

また、市内ほぼ中央を貫流する古川の根幹をなすものは琵琶湖に源を発する淀川である。淀川は本市の北方2kmの摂津市と守口市の境界を大阪湾方向に流下している。

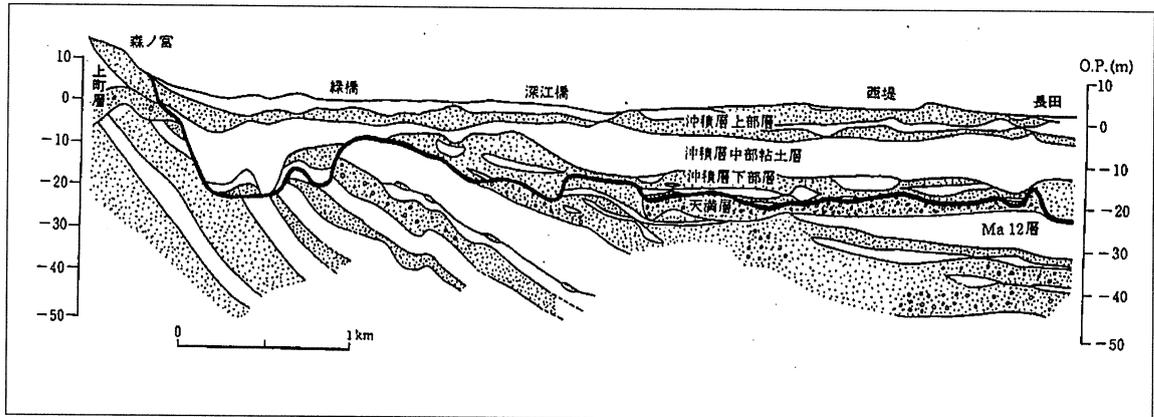
3 地質

大阪平野は、もと大阪湾の一部として瀬戸内海の一部を構成していたものであるが、地殻の隆起と淀川及び旧大和川の沖積作用による沖積平原である。

本市は、全域が沖積層に覆われており、このため平面的地質分布では、沖積層の一種類の地質となっている。地下の垂直地質分布は、「大阪地盤図」によれば、本市付近は以下のような地質構造にある。

地表から約20m前後の厚さで沖積層が分布し、その下部には洪積層が厚く稚積している。沖積層には、下部及び上部には砂分の多い地層が分布するが、中央部には泥を主体とした比較的厚い地層が連続している。

【地形・地盤地質概念断面図】



4 気象

本市の気象は、東の生駒山系からのびる東部丘陵地帯と淀川流域を中心に京都までのびた平坦地帯にあり、北摂の山々と生駒山地に囲まれているため、比較的温暖である。

過去5年間(2009年～2013年)の気象をみると、平均気温は15.9～16.6℃(最高38.1℃、最低-4.6℃)で、過去20年間(1994年～2013年)の平均気温(16.3℃)とほぼ同レベルで推移している。

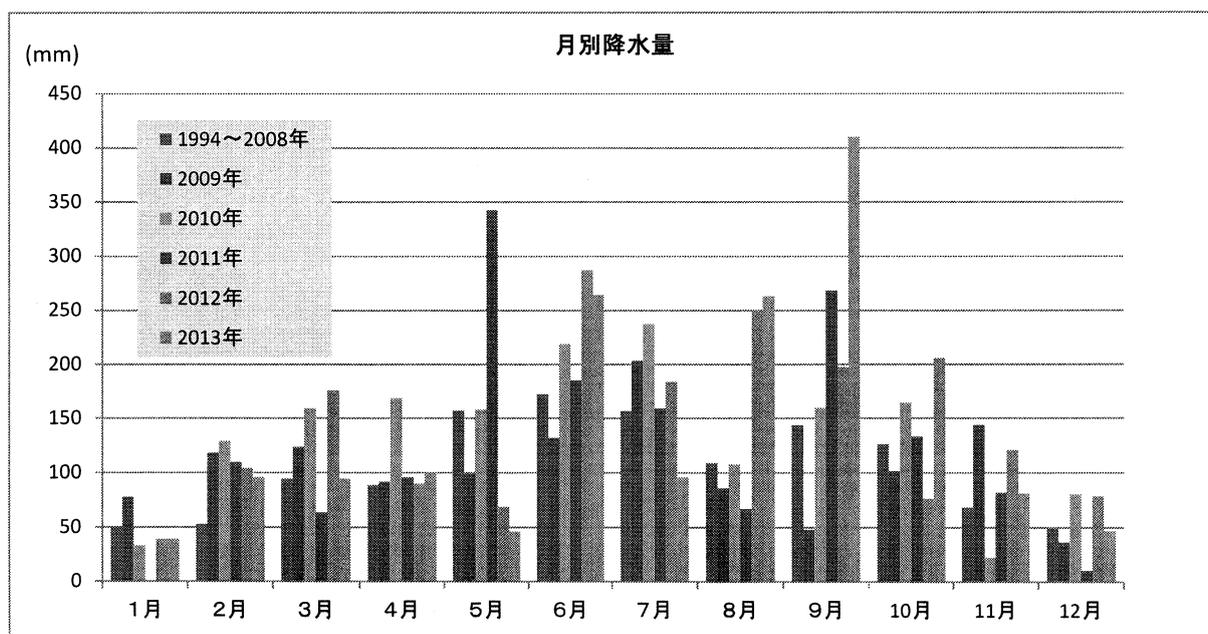
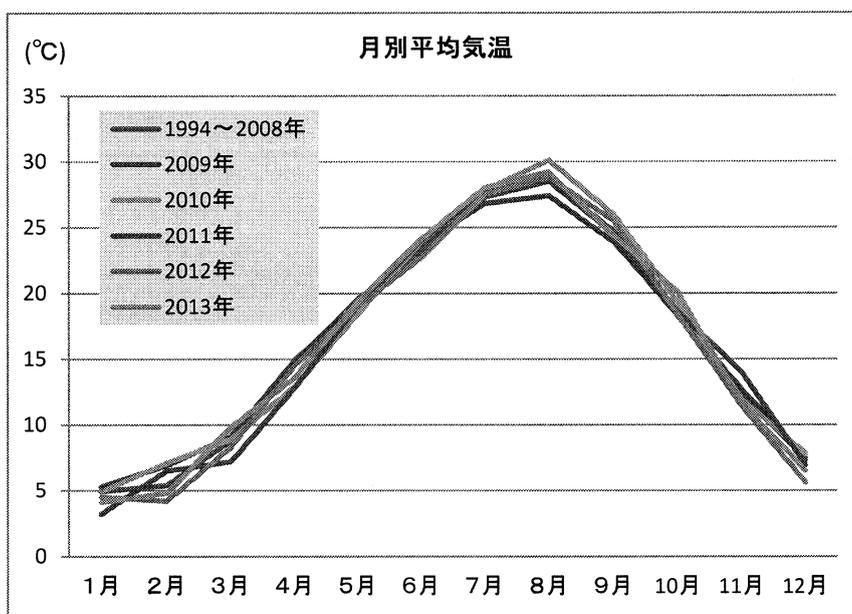
過去5年間の年降水量は、年間1,262mm～1,744mmの間にあるが、最大日降水量は172.0mm(2013年9月15日)、最大1時間降水量は91.0mm(2012年8月14日)と、近年、それぞれ過去の最大記録を更新しており、降雨が集中的に発生する傾向が強くなっていることが窺える。

【気象概況】

	平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)	年降水量 (mm)	最大日 降水量 (mm)	最大1時間 降水量(mm)	平均風速 (m/s)	最大風速 (m/s)
1994年～ 2008年	16.3	39.6	-5.1	1269.1	172 極値	71.5	1.6	9 極値
2009年	16.3	36.5	-1.9	1262.0	52.5	21.5	1.5	11.8
2010年	16.6	37.6	-2.6	1639.5	88.0	43.5	1.8	8.3
2011年	16.1	37.2	-3.7	1517.5	89.5	24.5	1.8	8.7
2012年	15.9	37.1	-4.6	1672.5	125.0	91.0	1.9	9.3
2013年	16.3	38.1	-2.8	1743.5	172.0	58.5	1.9	9.1

注) 1994年～2013年は平年値(極値を除く)

資料) 気象庁ホームページ(気象統計情報、枚方アメダス)



第2節 社会的条件

第1 人口

本市は、平成22年（2010年）の国勢調査では、人口130,282人、世帯総数57,880世帯で、人口密度は10,609.3人/km²である。

昭和38年8月1日、市制施行当時6.6万人であった人口は、その後急速な伸びを示し、昭和40年の国勢調査では、全国1位の増加率を示した。昭和45年頃には14万人に達し、その後14万人前後で推移してきたが、平成に入って人口は微減傾向を示している。

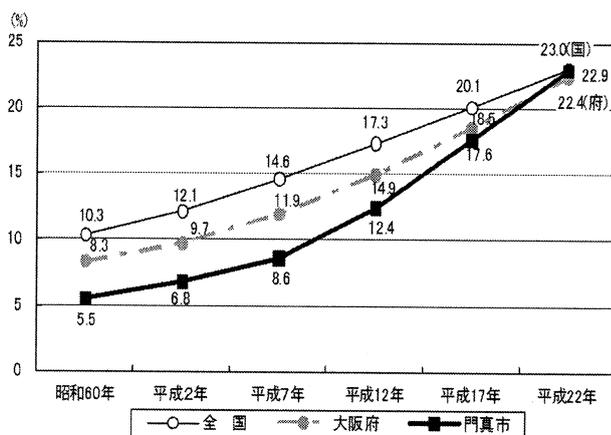
また、高齢化率（65歳以上の高齢人口の占める割合）は、全国及び大阪府平均を上回るレベルで上昇しており、高齢者だけの世帯（高齢者単身または高齢者夫婦のみ）も増加傾向にある。

【人口及び世帯数の推移】

区分	人口（人）	増減率	世帯数	増減率
昭和30年	20,858		4,662	
昭和35年	34,228	64.1	8,698	86.6
昭和40年	95,209	178.2	28,826	231.4
昭和45年	141,041	48.1	45,100	56.5
昭和50年	143,238	1.6	47,035	4.3
昭和55年	138,902	-3.0	47,508	1.0
昭和60年	140,590	1.2	48,749	2.6
平成2年	142,297	1.2	52,050	6.8
平成7年	140,506	-1.3	53,784	3.3
平成12年	135,648	-3.5	54,432	1.2
平成17年	131,674	-2.9	55,373	1.7
平成22年	130,282	-1.1	57,880	1.0

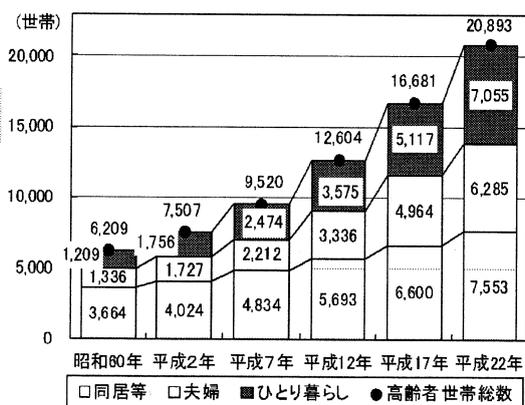
資料) 国勢調査 増減率は対前期比

【高齢化率の推移】



資料: 国勢調査(各年10月1日現在)

【高齢者世帯の推移】



資料: 国勢調査(各年10月1日現在)

第2 土地利用現況

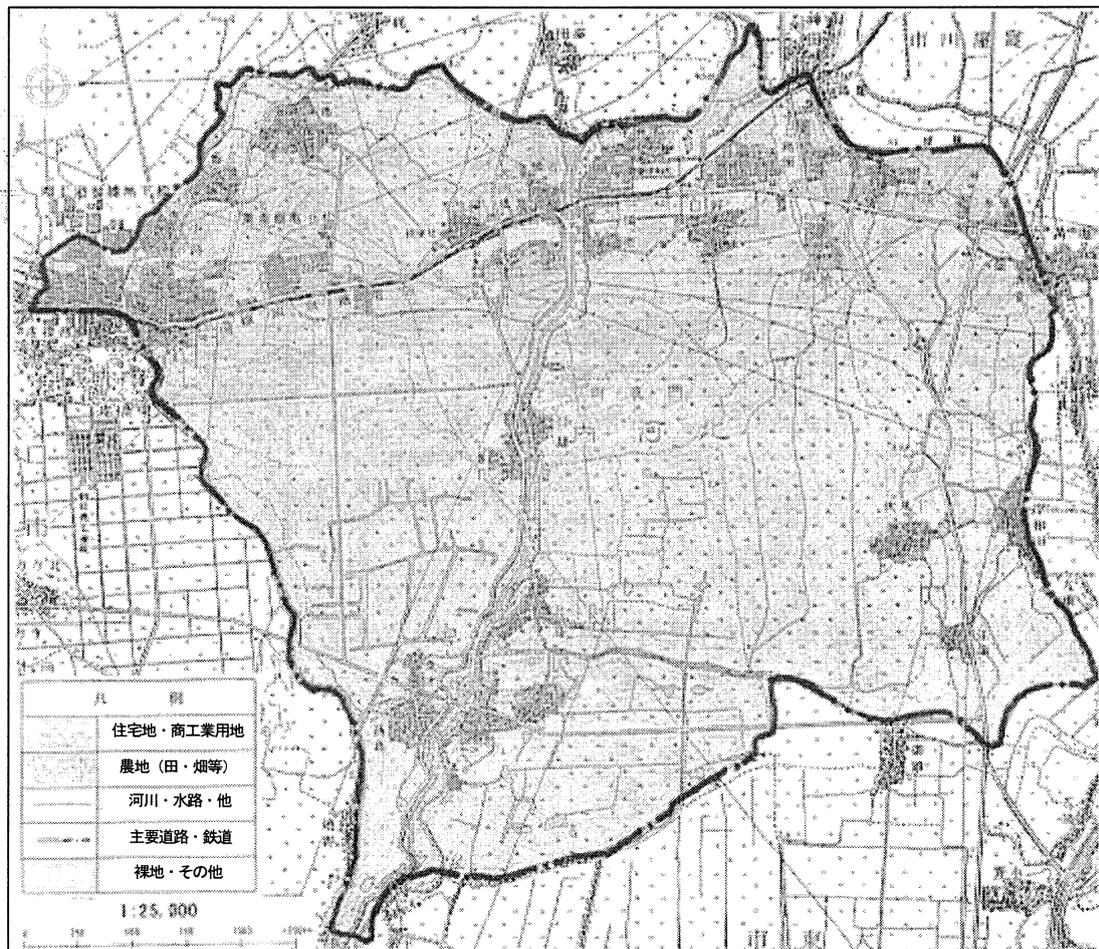
【明治22年当時】

明治22年当時は、中央部の古川沿い、東部の寝屋川沿い及び北西部の西三荘水路上流部付近などに集落が散在しており、市域中央部及び西部に水田が広がっていた。南部には湿地帯が広がり、ため池・沼などが網目状の水路により連絡された低平な地形であった。この当時の土地利用としては、小規模な集落地が点在し、これらの間に河川・水路・道路及びため池が分布し、その他のほとんどは水田となっており、樹林地及びその他（裸地・草地等）はほとんどみられない。

【昭和32年頃】

昭和32年頃の地形図によれば、集落地が拡大するとともに、集落地間に直線状の道路網が形成されだした。特に、市北部を東西に走る京阪線の駅周辺は市街地としての集積が始まり、住宅地のほか、工場などが建設された。北部は都市化が進展を見せているのに対して、中部・東部・南部では明治22年頃の土地利用と大きな変化はない。しかし、道路網が整備され集落間の往来が次第に活発化していった。

【土地利用現況図 昭和32年～34年】



【昭和40年代から】

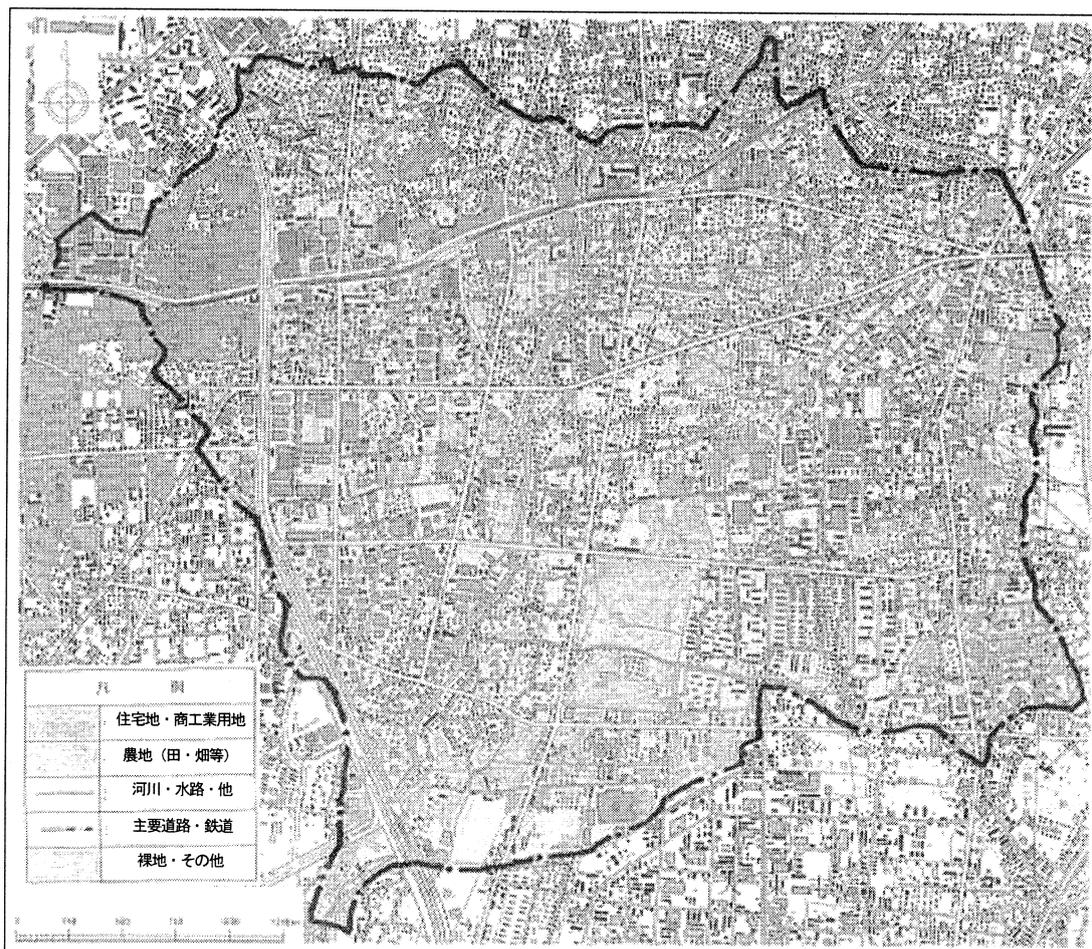
昭和40年代の高度経済成長期に、大阪都市圏拡大の都市化の波が本市に押し寄せ、中南部の一部の水田を残してほぼ市域全域が市街地となった。これまでの集落間に水田等の空地があったものが、ほとんど連担した形で面的な街地に発達してきた。これにあわせて、府道大阪中央環状線をはじめ主要幹線道路が格子状に整備され、住宅地や教育施設などの都市施設、工場などが混在化した。

住宅地域の形成では、いわゆる「ミニ開発」とよばれる狭幅員の行き止まり道路と木造賃貸住宅が密集して建設された。旧来の集落地起源の市街地部では、不規則に入り組んだ細街路などにより大型車の進入等が困難な地区が多く、消防活動などが困難な地区となっている所が多い。

以上のように、本市の市街地の現状は、大街区の道路網は整備されているが、住宅地域については、耐用年数を超過した木造賃貸住宅（長屋・文化住宅）が多く、住宅地内道路は市街地スプロールにより概して狭幅員でかつ行止り道路が多いことから、地震・火災・水害などの発生時には、社会的な混乱が発生しやすい形態であるといえる。

また、水田からの宅地への転換に際しては、低平な土地に客土等の盛土が宅地に施されたため、盛土宅地箇所は浸水しにくくなっているが、盛土していない低平な土地では、内水氾濫等による浸水被害を受けやすくなっている傾向もみられる。

【土地利用現況図 平成2年～4年】



第3章 災害の想定

第1節 想定災害

この計画の作成にあたっては、市における地勢、地盤・地質特性、気象等の自然的条件に加え、人口、土地利用の現況等の社会的条件及び過去に発生した各種災害を勘案し、市において発生するおそれがある災害を想定し、これを基礎とした。

第1 地震災害

- 1 海溝型地震（南海トラフ）
- 2 内陸直下型地震（上町断層帯、生駒断層帯、有馬高槻断層帯、中央構造線断層帯）

第2 風水害

- 1 強風による災害
- 2 豪雨による災害

第3 その他災害

- 1 火災
- 2 その他災害
 - (1) 市街地災害
 - (2) 危険物等災害
 - (3) 大規模交通災害

第2節 地震災害の想定

大阪府が実施した被害想定結果は次の通りで、生駒断層帯や上町断層帯でマグニチュード7クラスの地震が発生した場合、市内に甚大な被害が発生する可能性がある。

【想定地震発生時の条件】

- ・ 気象条件 風速5.3m/s（冬18時）[風速6.1m/s（夏12時）]
 ※1：大阪観測所での超過確率1%の風速（1年に3日程度起こりうる）
 ※2：南海トラフ巨大地震のみ、2つの気象条件のうち最大値を採用

【地震被害予測結果一覧】

被害内容		想定地震	上町断層帯地震 A	上町断層帯地震 B	生駒断層帯地震	有馬高槻断層帯地震	中央構造線断層帯地震	東南海・南海地震	南海トラフ巨大地震
気象庁マグニチュード			7.5～7.8	7.5～7.8	7.3～7.7	7.3～7.7	7.7～8.1	7.9～8.6	最大9.1
計測震度			4～7	4～7	4～7	3～7	3～7	4～6弱	5弱～6強
建物被害	全壊		8,105棟	687棟	11,358棟	982棟	12棟	330棟	1,314棟
	半壊		7,783棟	1,435棟	8,574棟	1,985棟	31棟	753棟	5,762棟
出火件数	全出火		17件	4件	24件	4件	3件	3件	4件
	炎上出火		13件	0件	21件	1件	0件	0件	1件
焼失	出火による		6棟	0棟	7棟	0棟	0棟	0棟	6,485棟
	延焼による		1,125棟	0棟	6,413棟	0棟	0棟	0棟	
人的被害	建物倒壊	死者	189人	3人	300人	5人	0人	0人	14人
		負傷者	2,077人	517人	1,679人	694人	9人	236人	382人
		重傷者	109人	52人	89人	69人	1人	24人	36人
	火災	死者	59人	0人	194人	0人	0人	0人	14人
		負傷者	319人	0人	1,047人	0人	0人	0人	363人
罹災者数			63,394人	8,167人	86,887人	11,027人	170人	2,776人	758人
避難所生活者数			18,385人	2,369人	25,198人	3,198人	50人	806人	20,701人
ライフライン	停電		34,895軒	1,487軒	33,995軒	2,379軒	0軒	694軒	30,932軒
	ガス供給停止		52千戸	0戸	40千戸	0戸	0戸	0戸	42千戸
	水道断水		123千人	66千人	128千人	93千人	9千人	24千人	129千人
	固定電話被災		32,279回線	2,391回線	32,279回線	2,391回線	239回線	0回線	18,684回線
震災廃棄物	可燃物		200千トン	23千トン	300千トン	32千トン	0トン	11トン	— 千トン
	不燃物		629千トン	71千トン	939千トン	96千トン	2千トン	35千トン	— 千トン

※1：出火件数は3日間の値

※2：南海トラフ巨大地震の震災廃棄物については、数値が算出されていない。

※3：被害想定の実施年度は、平成17年度。ただし、南海トラフ巨大地震のみ平成25年度。

第3節 豪雨災害の想定

本市における水害の主要な要因としては、梅雨期と台風期の豪雨が挙げられ、浸水等の災害が発生している。

第1 寝屋川流域

寝屋川は河川管理者である府知事が洪水予報河川に指定しており、浸水想定区域図を作成、公表している。また、市に接する寝屋川右岸及び市内を流れる古川の両岸は重要水防区域に指定されている。

1 寝屋川流域浸水想定区域図

寝屋川流域総合治水対策の計画降雨である、昭和32年6月に八尾で観測した戦後最大の降雨（寝屋川流域の日総雨量311.2mm）状況による外水氾濫を想定している。市域の約4割が浸水想定区域に含まれ、そのうち約2割が50cm以上（1m未満）の浸水深となっている。

2 東海豪雨による寝屋川流域浸水想定区域図

大阪府都市型水害対策検討委員会より、平成12年9月の東海豪雨（2日間総雨量567mm）の状況による外水氾濫及び内水氾濫を想定している。市域の約9割が浸水想定区域に含まれ、そのうち約2割が50cm以上（1m未満）の浸水深となっている。

第2 淀川

河川管理者である国土交通大臣が洪水予報河川に指定しており、浸水想定区域図を作成、公表している。

昭和28年9月台風13号による洪水時の2日間総雨量（淀川流域平均約250mm）の2倍の雨量の状況による外水氾濫を想定している。市域のほぼ全てが浸水深50cm以上の浸水想定区域に含まれ、そのうち約7割が浸水深1m～2mとなっている。

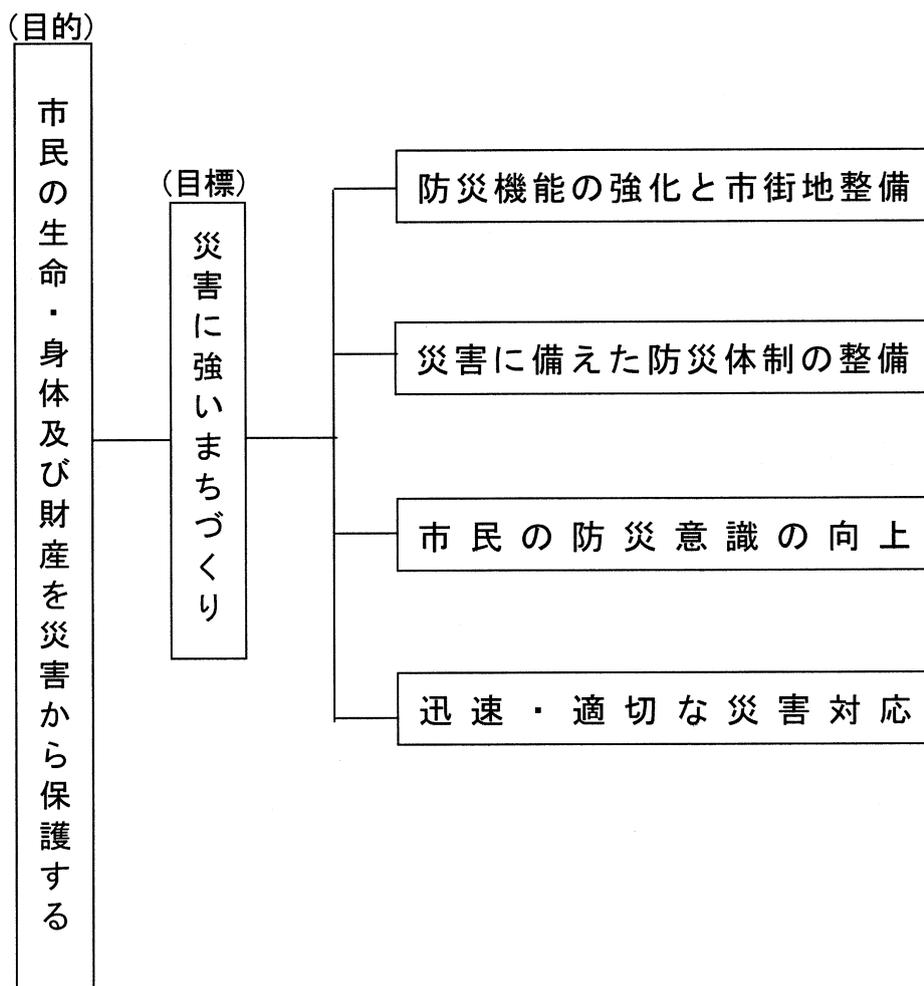
第4章 防災ビジョン

第1節 基本目標

市民・事業者・行政が連携して、災害に強い市街地の整備を進めるとともに、災害に備えた防災体制の整備や市民の防災行動力の向上など、防災対策の総合的な推進を図り、災害に強いまちづくりをめざす。

第2節 計画の位置づけ

この計画は、市域内で発生するおそれがある災害に備えて、指定地方行政機関、指定公共機関等が作成する防災業務計画、大阪府地域防災計画（平成26年修正）等、各種計画と整合を図るとともに、災害救助法（昭和22年法第118号）に基づき、知事が実施する災害救助事務を包含する防災対策の基本方針を示す総合的計画である。



第1 防災機能の強化と市街地整備

市をはじめ関係機関は、都市の防災機能の強化を図るため、市街地の耐震化・不燃化、特に木造集合住宅の密集する地域においては住宅市街地総合整備事業などにより都市の不燃化を促進する。また、都市基盤施設の防災機能の強化、老朽住宅建替にあわせた防災空間の確保・整備など、災害に強いまちづくりを計画的に推進する。

第2 災害に備えた防災体制の整備

庁舎の機能低下を防ぎ、業務を継続させるため、限られた資源の下で優先すべき業務や必要なシステム等を確認し、非常用電源の確保、重要なデータの保存等に努める。また、全庁体制で優先度の高い災害対応にあたるため、迅速な職員参集を徹底し、長期間の災害対応に備えて職員の安全確保に努める。

第3 市民の防災意識の向上

「自分の命は自らで守る」という防災の原点に立ち、過去の災害教訓から公助の限界も見据え、自発的な減災への取り組みや食料の備蓄、地域や近所の人々が互いに助け合える関係づくりが重要であることを周知する。また、地域の災害情報の提供や防災知識の普及により、市民の防災意識の向上を図る。

第4 迅速・適切な災害対応

1 防災上の役割の明確化

総合的な防災対策を推進するため、市及び関係機関・市民・事業者の防災上の役割を明確にし、それぞれの特性を生かしつつ公民協働を基軸とした地域防災力の向上に努める。

2 実践的な地域防災計画

地域防災計画をより現状に即したものとするため、新たな知見を踏まえ検討を加えるとともに、防災訓練を通じた検証により、実践的な計画に修正する。

3 事業の推進

災害に強いまちづくりを総合的に推進するため、学校等の防災機能の整備、情報伝達手段の充実、消防施設の整備等について、地震防災緊急事業五箇年計画に基づき整備を進める。また、各部局は災害発生により各施策のへの影響を想定し、主体的な災害対応を推進するため、個別計画の策定に努める。

第5章 防災関係機関の業務大綱

市及び関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次に掲げる事務又は業務について、総合的かつ計画的に防災対策を実施することによって、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

第1節 地方公共団体の業務

第1 門真市

1 総合政策部

- ・本部長、副本部長の秘書に関する事
- ・国、府関係者等の応接に関する事
- ・報道機関との連絡、調整に関する事
- ・災害の広報に関する事
- ・災害状況等の記録撮影に関する事
- ・市の災害復旧資金計画及び資金の調達に関する事
- ・災害対策諸物資の調達、検収及び契約に関する事
- ・総合的な復旧、復興計画の立案及び関係部署の調整に関する事

2 総務部

- ・庁舎等応急修理に関する事
- ・車両の確保及び輸送に関する事
- ・市有財産及び他の部に属さない市有財産の被害状況の把握に関する事
- ・他の部に属さない市有財産の被害状況調査に関する事
- ・職員の動員及び調整に関する事
- ・職員の給食救護及び災害給与に関する事
- ・職員の現況把握に関する事
- ・災害対策従事者への夜食等の配給に関する事
- ・他市及び他の機関からの応援職員に関する事
- ・気象及び災害情報の収集に関する事
- ・災害による被害状況調査に関する事
- ・り災証明の発行に関する事

3 市民生活部

- ・災害に関する苦情受付及び処理に関すること
- ・市民の災害相談に関すること
- ・被災者応急用品等の確保、あっせん及び物価の安定監視に関すること
- ・商工業者の被害調査、復旧対策に関すること
- ・商工業者のり災証明書の発行及び復旧資金のあっせん事務に関すること
- ・耕地、かんがい用ため池の被害状況調査及び復旧対策に関すること
- ・農業者の被害調査及び復旧対策に関すること
- ・家畜伝染病の予防及び防疫に関すること
- ・畜産関係の被害調査並びに応急対策及び保健所の指導、連絡に関すること
- ・施設利用者の安全確保及び施設の被害状況の調査に関すること
- ・災害時における清掃計画に関すること
- ・被災地域のごみの応急処理に関すること
- ・施設利用者の安全確保及び施設の被害状況の調査に関すること
- ・緊急時における民間等への協力依頼に関すること
- ・死亡獣畜の収集及び処理に関すること
- ・し尿くみ取りの応急処理に関すること
- ・仮設トイレの調達に関すること
- ・防疫活動（消毒、害虫駆除等）に関すること
- ・放浪動物の保護収容等の対策に関すること

4 保健福祉部

- ・福祉施設入所者及び利用者の安全確保に関すること
- ・要援護世帯の被災状況調査に関すること
- ・福祉施設の被災状況調査及び保安措置に関すること
- ・日本赤十字社大阪府支部、その他社会福祉団体との連絡並びに協力要請に関すること
- ・ボランティアの受付、登録に関すること
- ・義援物品、救援物資の受入れに関すること
- ・災害援護資金、生活資金等の貸付けに関すること
- ・災害弔慰金等の支給に関すること
- ・遺体安置所の確保及び遺体の収容に関すること
- ・救護所の設置、運営に関すること
- ・医師会救護班の出動要請に関すること
- ・医師会救護班との連絡調整に関すること
- ・医薬品及び衛生資材の確保に関すること
- ・被災市民、避難市民の健康調査及び相談に関すること

- ・医療機関の被害調査及び傷病者の収容可能病院の把握に関すること
- ・防疫活動（調査、健康診断等）に関すること
- ・施設利用者の安全確保及び施設の被害状況の調査に関すること
- ・食料品、生活必需品等の確保及びあっせんに関すること
- ・災害時における主食販売業者の指揮監督に関すること
- ・災害応急用食料の調達及び配給に関すること
- ・被災者に対する炊き出しに関すること

5 まちづくり部

- ・被災者応急用建築資材の確保、あっせんに関すること
- ・住宅の災害復興対策の企画に関すること
- ・公共建物、設備等の具体的被害調査及び応急復旧に関すること
- ・被災者の応急仮設住宅建設及び入居者の選定に関すること
- ・被災市営住宅の応急修理に関すること
- ・被災建築物の応急危険度判定に関すること
- ・被災家屋の解体及び除去に関すること
- ・市内道路、橋りょうに係る被害状況調査及び応急対策に関すること
- ・市内道路上の障害物の除去及び道路構造物、地下埋設物の清掃に関すること
- ・公園の管理運用並びに被害状況調査及び応急処理に関すること
- ・災害時における、交通規制及び関係機関との連絡調整に関すること
- ・市内の河川、水路、樋門及び排水ポンプ等の管理運用並びに被害状況調査及び応急処理に関すること
- ・部の掌握する被害状況調査の取りまとめ、報告等部の事務に関すること
- ・緊急時における民間等への協力依頼に関すること

6 上下水道局

- ・水道施設の被害状況並びに応急、復旧状況の取りまとめ及び報告に関すること
- ・職員の動員、各班の連絡調整及び各班の応援等に関すること
- ・断水時における広報宣伝に関すること
- ・断水地区への臨時給水に関すること
- ・水道事業の災害復旧資金計画に関すること
- ・材料手配、連絡及び局の庶務に関すること
- ・災害時における送配水の確保に関すること
- ・浄配水場施設、送配水管及び給水管の復旧並びに関係機関との連絡に関すること
- ・災害時における水道施設の巡視に関すること
- ・水道施設に係る被害調査及び応急対策に関すること
- ・水質調査並びに検査に関すること

- ・工事事業者の復旧班の応援に関する事
- ・下水道施設の管理運用並びに被害状況調査及び応急処理に関する事
- ・緊急時における民間等への協力依頼に関する事

7 会計課

- ・災害対策の収入及び支出に関する事
- ・災害救助時の決算に関する事
- ・義援金の受領に関する事

8 教育委員会学校教育部

- ・教育施設の被害状況調査の取りまとめ及び報告に関する事
- ・被災児童、生徒に対する学用品の調達及び支給に関する事
- ・教育機能の復旧に関する事
- ・校長との連絡、調整に関する事
- ・教育委員会内の連絡、調整に関する事
- ・災害時における児童、生徒の応急給食に関する事
- ・被災者への炊き出し給食業務の協力に関する事
- ・避難所の設置、管理及び運営に関する事
- ・避難所ボランティアの受入れに関する事
- ・避難者の誘導に関する事

9 教育委員会生涯学習部

- ・避難所の設置、管理及び運営に関する事
- ・避難所ボランティアの受入れに関する事
- ・避難者の誘導に関する事
- ・文化財の保安措置及び被害状況の調査に関する事
- ・施設利用者の安全確保措置及び施設の被害状況の調査に関する事
- ・友好都市への応援要請に関する事

10 教育委員会こども未来部

- ・施設利用者の安全確保及び施設の被害状況の調査に関する事
- ・被災園児の被災状況調査のとりまとめ及び報告に関する事
- ・被災園児に対する学用品の調達及び支給に関する事
- ・災害時における園児の応急給食に関する事
- ・被災者への炊き出し給食業務の協力に関する事
- ・園長との連絡、調整に関する事

11 選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員、公平委員会

- ・本部の指示による各部局の応援に関する事

12 議会事務局

- ・市議会との連絡調整に関する事
- ・本部の指示による各部局の応援に関する事

第2 守口市門真市消防組合

- ・消防資機材の整備点検に関する事
- ・自主防災組織の教育及び訓練指導に関する事
- ・災害情報などの収集及び必要な広報に関する事
- ・災害の防除、警戒及び鎮圧に関する事
- ・要救助被災者の救出、救助に関する事
- ・傷病者の救急活動に関する事
- ・広域消防応援等の要請、受入れに関する事

第3 大阪府

1 枚方土木事務所

- ・災害予防対策及び災害応急対策等に係る市及び関係機関との連絡調整に関する事
- ・府の所管する土木施設、河川の防災対策及び復旧に関する事
- ・水防時の雨量、河川水位等の情報の収集及び水防管理者への提供に関する事

2 寝屋川水系改修工営所

- ・寝屋川、古川の土木施設、河川の防災対策及び復旧対策に関する事
- ・雨量、河川水位等の情報収集及び水防管理者への提供に関する事
- ・寝屋川、古川の水防警報発表及び寝屋川の洪水予報発表等に関する事

3 中部農と緑の総合事務所

- ・ため池の防災対策及びため池水防活動の伝達

4 守口保健所

- ・災害時における保健衛生活動に関する事

5 東部流域下水道事務所

- ・下水道施設の防災対策及び復旧対策に関する事

第4 大阪府警察本部

1 門真警察署

- ・災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること
- ・被災者の救出救助及び避難指示に関すること
- ・交通規制、管制体制に関すること
- ・広域応援等の要請、受入れに関すること
- ・遺体の検視（死体調査）等の措置に関すること
- ・犯罪の予防、取締り及びその他治安の維持に関すること
- ・災害資機材の整備に関すること

第2節 指定地方行政機関、指定公共機関等の業務

第1 指定地方行政機関

1 近畿農政局大阪支局

- ・ 応急用食料品及び米穀の供給に関すること

2 近畿運輸局

- ・ 所管する交通施設及び設備の整備についての指導に関すること
- ・ 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達に関すること
- ・ 災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送、迂回輸送等実施のための調整に関すること
- ・ 災害時における貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請に関すること
- ・ 特に必要があると認める場合の輸送命令に関すること
- ・ 災害時における交通機関利用者への情報の提供に関すること

3 大阪管区气象台

- ・ 観測施設等の整備に関すること
- ・ 防災知識の普及・啓発に関すること
- ・ 災害に係る気象、地象、水象等に関する情報、予警報の発表及び伝達に関すること
- ・ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、府や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等に関すること

4 近畿地方整備局

(淀川河川事務所、淀川ダム統合管理事務所、大阪国道事務所)

- ・ 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること
- ・ 応急復旧資機材の備蓄及び整備に関すること
- ・ 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達に関すること
- ・ 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること
- ・ 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること
- ・ 直轄公共土木施設の二次災害の防止に関すること
- ・ 直轄公共土木施設の復旧に関すること

第2 陸上自衛隊第3師団

1 第3師団第36普通科連隊

- ・地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること
- ・災害派遣に関すること
- ・緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること

第3 指定公共機関及び指定地方公共機関

1 西日本電信電話株式会社（大阪支店）

- ・電気通信設備の整備と防災管理に関すること
- ・応急復旧用通信施設の整備に関すること
- ・気象警報の伝達に関すること
- ・災害時における重要通信確保に関すること
- ・災害関係電報、電話料金の減免に関すること
- ・被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること
- ・「災害用伝言ダイヤル」及び「災害用伝言板（Web171）」の提供に関すること

2 関西電力株式会社（守口営業所）

- ・電力施設の整備と防災管理に関すること
- ・災害時における電力の供給確保体制の整備に関すること
- ・災害時における電力の供給確保に関すること
- ・被災電力施設の復旧事業の推進に関すること

3 大阪ガス株式会社（導管事業部北東部導管部）

- ・ガス供給施設の整備と防災管理に関すること
- ・災害時におけるガスによる二次災害防止に関すること
- ・災害時におけるガスの供給確保に関すること
- ・被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること

4 各地方鉄道、各乗合旅客自動車運送株式会社

（京阪電気鉄道株式会社、大阪高速鉄道株式会社、大阪市交通局、京阪バス株式会社、近鉄バス株式会社）

- ・鉄道施設の防災管理に関すること
- ・輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること
- ・災害時における緊急輸送体制の整備に関すること

- ・災害時における鉄道通信施設の利用に関すること
- ・被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること

5 日本赤十字社（大阪府支部）

- ・災害医療体制の整備に関すること
- ・災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関すること
- ・災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること
- ・義援金品の募集、配分等の協力に関すること
- ・避難所奉仕、ボランティアの受入れ及び活動の調整に関すること
- ・救助物資の備蓄に関すること

6 日本放送協会（大阪放送局）

- ・防災知識の普及等に関すること
- ・災害時における放送の確保対策に関すること
- ・緊急放送、広報体制の整備に関すること
- ・気象予警報等の放送周知に関すること
- ・避難所等への受信機の貸与に関すること
- ・社会奉仕事業団等による義援金品の募集、配分等の協力に関すること
- ・災害時における広報に関すること
- ・災害時における放送の確保に関すること
- ・災害時における安否情報の提供に関すること

7 西日本高速道路株式会社（関西支社）

- ・管理施設の整備と防災管理に関すること
- ・道路施設の応急点検体制の整備に関すること
- ・災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること
- ・被災道路の復旧事業の推進に関すること

8 日本通運株式会社（大阪支店）

- ・緊急輸送体制の整備に関すること
- ・災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関すること

9 淀川左岸水防事務組合

- ・水防団員の教育及び訓練に関すること
- ・水防資機材の整備、備蓄に関すること
- ・水防活動の実施に関すること

- 10 公益財団法人大阪府消防協会
 - ・ 防火・防災思想の普及に関する事
 - ・ 消防団員の教養、訓練及び教育に関する事

- 11 各民間放送株式会社（テレビ放送各社、ラジオ放送各社）
 - ・ 防災知識の普及等に関する事
 - ・ 災害時における広報に関する事
 - ・ 緊急放送、広報体制の整備に関する事
 - ・ 気象予警報等の放送周知に関する事
 - ・ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集、配分等の協力に関する事
 - ・ 被災放送施設の復旧事業の推進に関する事

- 12 社団法人大阪府トラック協会
 - ・ 緊急輸送体制の整備に関する事
 - ・ 災害時における緊急物資輸送の協力に関する事
 - ・ 復旧資機材等の輸送協力に関する事

- 13 一般社団法人大阪府LPガス協会
 - ・ LPガス施設の整備と防災管理に関する事
 - ・ 災害時におけるLPガスによる二次災害防止に関する事
 - ・ 災害時におけるLPガス及びLPガス器具等の供給確保に関する事
 - ・ 被災LPガス施設の復旧事業の推進に関する事

- 14 日本郵便株式会社（門真郵便局）
 - ・ 災害時における郵便業務及び窓口業務の確保に関する事
 - ・ 災害時に備えた郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関する事
 - ・ 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関する事

第4 公共的団体その他の機関

- 1 一般社団法人門真市医師会
 - ・ 災害時における医療救護の活動に関する事
 - ・ 負傷者に対する医療活動に関する事

- 2 社団法人門真市歯科医師会
 - ・ 災害時における医療救護の活動に関する事
 - ・ 被災者に対する歯科保健医療活動に関する事

3 門真市薬剤師会

- ・災害時における医療救護及び公衆衛生の活動に関すること
- ・医薬品等の確保及び供給に関すること

4 門真市消防団

- ・火災及びその他災害の警戒並びに防御に関すること
- ・人命の援助及び応急救護に関すること
- ・市民の防災指導に関すること

5 JA北河内農業協同組合

- ・災害時における被災農家の復旧指導及び融資対策に関すること
- ・本市の行う農業被災調査の援助に関すること

6 守口門真商工会議所

- ・災害時における被災商工業者の復旧指導及び融資対策に関すること
- ・本市の行う商工業者被災調査の援助に関すること
- ・災害時における物価安定についての協力に関すること

第6章 市民、事業者の基本的責務

大規模な地震等の災害が発生した場合、市及び関係機関は、その総力を結集して市民の生命、身体及び財産を守るため災害応急対策を実施するが、その対応能力には限界がある。

したがって、市民及び事業者は、災害対策基本法第7条「住民等の責務」に基づき積極的に災害防止に寄与するように努めなければならない。

第1節 基本的役割

市民は、災害防止に寄与するように努めなければならない。また事業者の役割として、事業所内の管理体制を強化するとともに、市民の一員であることを自覚し、地域の防災対策に協力する。

第1 個人の役割

1 自己管理

「自分の命は自らで守る」という防災の原点に立ち、平常時より災害に備えて食品、飲料水その他の生活必需品の備蓄や建物の補強、家具の転倒防止措置等を市民自らがを行い、被害の拡大防止に努める。

2 応急対策活動等への協力・参加

市及び府が行う防災に関する事業（防災訓練等）並びに災害発生時の救援・救助活動に協力・参加する。

第2 市民の役割

1 市民協力

「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感を持ち、市民が協力して初期消火、近隣の負傷者及び避難行動要支援者への援助、避難所の自主的運営等の活動を行えるよう、地域の実情に即した防災体制の確立を図るとともに、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めるものとする。

2 応急対策活動等への協力・参加

市及び府が行う防災に関する事業（防災訓練等）並びに災害発生時の救援・救助活動に協力・参加する。

第3 事業者の役割

1 従業員、利用者等の安全確保

防火管理体制を強化するとともに、各種の災害に備え計画的な防災体制の充実を図り、事業所内の従業員、利用者等の安全を確保する。

また、実動性のある帰宅困難者支援の仕組みを市と連携して検討・作成する。

2 重要業務の継続

災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（Business Continuity Plan、以下「BCP」という。）を作成するよう努める。

3 地域への貢献

事業活動にあたっては、地域の一員であることを自覚し、災害に強いまちづくり及び災害に強い人づくりのため、地域の防災活動（防災訓練等）に積極的に協力・参画する。

4 応急対策活動等への協力

市及び府が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。

なお、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資もしくは資材又は役務の供給又は提供を業とする事業者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

第7章 計画の運用

第1節 計画の修正

市及び関係機関は、この計画を現状に即したものにするため毎年検討を加え、修正する必要があると認める場合は、防災会議に諮り修正する。

なお、計画の修正に際しては、女性、高齢者、障がい者及びボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。

また、市、府及び指定公共機関は、防災計画間の必要な調整、府から市に対する助言等を通じて、地域防災計画及び防災業務計画が体系的かつ有機的に整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努める。

修正の手順については次のとおりであるが、軽易な修正内容については会長が修正し、防災会議に報告するものとする。

- 1 修正を必要とする場合は、修正すべき内容及び資料を市に提出する。
- 2 市は、提出された内容及び資料を取りまとめ、防災会議に提出する。
- 3 防災会議は、防災計画修正案を作成する。
- 4 防災会議を開催し、防災計画を作成する。
- 5 災害対策基本法第42条第3項の規定に基づき、計画の修正案について府に事後報告する。
- 6 災害対策基本法第42条第4項の規定に基づき、防災計画修正の要旨を公表する。

第2節 計画の習熟

市及び関係機関は、この計画の遂行にあたって、それぞれの責務が十分に果たせるよう、平素から防災教育や図上訓練、実践的訓練等によってこの計画の習熟に努めるとともに、市民の防災意識の高揚、災害知識の普及を図るため、あらゆる機会、あらゆる広報媒体を利用した広報・啓発活動に努める。

【総則・災害予防対策】

第2編 災害予防対策

第1章 防災体制の整備

第1節 総合的防災体制の整備

平常時から、自らの組織動員体制及び資機材等の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や、防災訓練の実施などを通じ、関係機関と相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

項 目	実施担当機関
第1 組織体制の整備	各部局
第2 活動組織の整備・充実	各部局
第3 防災拠点の整備	各部局
第4 防災用資機材等の確保	各部局
第5 防災訓練の実施	各部局
第6 人材の育成	各部局
第7 防災に関する調査研究の推進	各部局
第8 関係機関等との連携体制の整備	各部局
第9 自治体被災による行政機能の低下等への対策	各部局

第1 組織体制の整備

防災対策を総合的かつ計画的に推進するため、組織体制の整備・充実を図る。

1 門真市防災会議（会長：市長）

防災会議は、市の地域防災計画の作成及び実施の推進のために設置する。

※資料1-1「門真市防災会議条例」

2 門真市防災対策推進会議（会長：副市長）

平常時から災害に強い安全なまちづくりを全庁的に推進するために防災対策推進会議を設置する。

防災対策推進会議の構成員は、次のとおりとする。

職 名	構 成 員
会 長	副市長
会 員	副市長、統括理事、各部局長

第2 活動組織の整備・充実

各部局は、災害対策本部等の設置及び動員配備を迅速に行うため、対策要員の名簿、連絡方法及び必要な備品等を整備し、点検しておくものとする。

第3 防災拠点の整備

防災中枢拠点施設として定めている既存の防災拠点施設の耐震性の向上、施設の設備充実を図り、災害発生時の機能を確保する。また、地域の窓口ともなる地域防災拠点との円滑な連携を図るよう整備を行う。

1 防災中枢施設の整備・充実

市庁舎、守口市門真市消防組合（以下「消防組合」という。）については、災害対応力の増強を図るとともに、連携した災害応急対策の実施が可能となるシステムの構築を図る。

また、市庁舎等の耐震及び耐水機能を確保し、地震等により使用不能となった場合の代替施設等の整備、確保に努めるとともに、職員用飲料水・食料等の備蓄に努める。

さらに、指定避難所となる各小・中・高等学校等は、災害対策本部との連絡体制を整備するとともに、災害時の応急対策、復旧対策の地域活動拠点として整備を進める。

2 地域防災拠点の整備

物資の備蓄等の機能を備えた小学校、防災備蓄倉庫及び救援物資一時集積地である市立公民館は、防災機能の充実を図り、広域防災拠点との円滑な連携を図る。

また、応援部隊の受入れ及び活動拠点となる公園・広場を、広域防災拠点及び後方支援活動拠点との連携を考慮して整備を図る。

【防災拠点】

備蓄拠点	沖小学校、上野口小学校、脇田小学校防災備蓄倉庫、北巢本小学校、第七中学校、門真はすはな中学校防災備蓄倉庫、門真市民プラザ、上下水道局、保健福祉センター、NTT門真ビル防災備蓄倉庫
救援物資一時集積地	市立公民館

※資料7-1「備蓄物資一覧表」

資料7-3「防災拠点位置図」

資料10-2「緊急交通路予定路線図」

第4 防災用資機材等の確保

応急対策及び応急復旧を、迅速かつ的確に実施するため、必要な人材、装備及び資機材等の確保、整備に努める。

1 人材、装備、資機材等の確保

災害時に必要となる資機材等の整備に努めるとともに、関係団体等と協力体制のもとに、災害時の資機材・技術者等の確保に努める。

また、大規模事故災害に対応するため、消火薬剤等の備蓄に努める。

2 防疫・衛生用資器材の確保

被害の状況に応じた消毒を施行するために必要な防疫用薬剤等の確保に努める。

※資料7-2「防疫用器具、器材、備蓄一覧表」

3 資機材の点検

災害応急対策に万全を期するため、車両、水防資機材及び救助用資機材等の定期的な点検並びに補充交換を行う。

4 データの保全

戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピュータシステムのバックアップ体制に万全を期する。

○データ管理、システムの防災性強化（各部局）

市が管理するデータや情報システムについて、地震や風水害による衝撃、浸水、停電等を想定して、データのバックアップ、システムのフェールセーフ(※)機能強化を推進する。

※ フェールセーフ・・・機器の故障や誤操作等が発生した際に、被害を最小限に抑える機能のこと

第5 防災訓練の実施

地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、市民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、女性や要配慮者の参画を含め多くの市民の参加を得た各種災害に関する訓練を民間事業者等と連携しながら実施する。訓練実施の際には、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。訓練後には、事後評価を行い、必要に応じて防災組織体制等の改善を行うとと

もに、次回の訓練に反映させるように努める。

1 総合防災訓練

毎年「防災とボランティアの日（1月17日）」や「防災とボランティア週間（1月15日～21日）」、市のイベント等にあわせて、市は関係機関、市民及び事業者等の参加を得て、防災訓練を総合的に実施し、災害時における防災活動の迅速かつ的確な実施を図る。また、被害が広域にわたる地震災害も想定し、相互応援協定を締結した北河内各市（6市）と調整を行い、広域的な防災訓練も実施する。

2 地域防災訓練

防災意識の高揚を目的に、市は自治会や自主防災組織の協力のもと、地域の実情にあった防災訓練を実施する。

3 組織動員訓練

勤務時間内外において職員の配備を迅速に行うため、情報の伝達、連絡及び非常参集について訓練を実施する。

4 通信連絡訓練

平常通信から非常通信への迅速な切換え、有線途絶時における無線通信機器の取扱操作、非常連絡先や通信内容の確認などについて訓練を実施する。

5 避難救助訓練

関係機関、市民及び事業者等の協力を得て避難勧告・指示、誘導等が迅速に行われるよう訓練を実施する。また、高齢者、障がい者、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者の避難誘導及び救出・救助や、医療・物資の輸送、給水・給食に関する訓練を実施する。

6 応急対策訓練

関係機関と協力して、水防活動の円滑な実施を図るため、水位雨量観測、関係団体等の動員、水防資機材等の輸送、水防工法の修得、避難等の訓練を実施する。また、地下空間の管理者等と協力して、地下空間の浸水災害を想定した防災訓練についても考慮する。

7 消防訓練

災害状況に応じた消防計画の習熟を図るため、非常召集、通信連絡、火災防御技術及び救助等の訓練を実施する。

8 実践的な防災訓練の実施等

通常防災訓練に加えて、図上訓練やロールプレイング方式等、意思決定や状況判断能力を養う訓練の実施または参加を図る。

第6 人材の育成

防災体制の強化と併せて、災害対応力の向上を図るため、特別職を含めた職員への防災教育の充実に努めるとともに、第一線で活動する消防職員及び消防団員の専門教育の強化に努める。

1 職員の防災教育

職員の防災意識の高揚を図るとともに、災害時における適正な判断力を養い防災活動の円滑な実施を期すため、防災知識、個人の役割分担等に関する研修を実施する。

(1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施及び参加
- イ 見学会、現地調査等の実施
- ウ 防災関連資料、防災マニュアル等の配布

(2) 教育の内容

- ア 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 災害時における災害対策本部の一員としての立場と心構え
- ウ 災害対策活動の概要（災害時の役割の分担・指揮系統の確立等）
- エ 非常参集の方法
- オ 気象、水象、地象、その他災害発生原因及び放射線物質・放射線についての知識並びに災害の種別ごとの特性
- カ 防災知識と技術
- キ 防災関係法令の適用
- ク 図上訓練の実施
- ケ その他必要な事項

2 災害応急活動体制の検討

災害時において迅速かつ的確な災害応急対策が行えるよう、防災訓練時における諸問題、地域防災計画の改定等を踏まえ随時「門真市職員災害時初動要領」の改定や修正を実施する。

第7 防災に関する調査研究の推進

災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等の調査研究を継続的に実施するとともに、円滑な災害復興が行えるよう、まちづくりの研究を推進する。

第8 関係機関等との連携体制の整備

1 関係機関・民間団体等との連携体制

関係機関、防災上重要な施設の管理者、その他民間の災害応急対策組織の整備、改善を図るとともに、本市との連携及び協力体制を確立する。

(1) 近畿2府7県の相互応援体制の整備

市は、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、物資の受入れ体制や避難者・傷病者の受入れ体制の整備を図り、さらに災害に関する域内各市町村の情報の共有を図るなど他の市町村との連携強化に努める。

(2) 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備

国内で発生した地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するために設置されている「緊急消防援助隊」との連携、受入れ体制の整備を図る。

2 自衛隊との連携体制

大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化や共同の訓練実施、派遣の要請手続きの明確化など、自衛隊との連携体制の整備に努める。

※様式12-1「自衛隊の災害派遣及び撤収要請書」

様式12-2「公用令書」

3 事業者との連携体制

企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

4 ボランティアとの連携体制

ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、ミスマッチ解消に向けたコーディネート及び防災協定の締結等に努める。

5 基幹的広域防災拠点の整備促進

国や被災府県・市町村、指定公共機関等の責任者が参集して広域的な災害対策活動の総合調整を行う現地の司令塔機能（合同現地対策本部機能）と、広域防災拠点のみでは対応が困難な場合に広域防災拠点を支援する高次支援機能（広域防災拠点機能）を有する基幹的広域防災拠点との連携による効果的な防災体制を構築する。

〔司令塔機能〕

総合調整機能、情報通信機能

〔高次支援機能〕

人員等輸送機能、物資輸送拠点機能、ヘリポート機能、応援要員受入機能など

第9 自治体被災による行政機能の低下等への対策

市は、大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることを視野に入れて、必要な体制を整備する。

1 自治体のBCP（業務継続計画）の策定・運用

南海トラフ巨大地震や生駒断層帯地震等の大規模地震が発生した場合、市庁舎（建物・ライフライン等）や職員等も甚大な被害を受けることが想定される。

そのような状況に陥った場合でも、災害応急対策業務に万全を尽くすとともに、市民生活に直結する業務等について、できる限り継続的に実施することが必要であり、また、やむを得ず中断を余儀なくされた場合においても速やかに復旧するため、市は、以下の方針に基づき業務継続を図るとともに、自治体BCP（業務継続計画）を作成し、適切に運用する。

- (1) 大規模地震での被害を最小限にとどめるため、地域防災計画に定められた災害応急対策業務に万全を尽くす。
- (2) 市の行政機能が一部停止することによる市民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。
- (3) 災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務の継続を図るため、早期参集等により必要な要員を確保するとともに、執務室や電力、通信等にかかる業務資源の確保に努める。
- (4) 定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改定などを行う。

2 市の体制整備

(1) 被災者支援システムの習熟

市は、被災者台帳等の整備や各種支援活動が円滑に実施できるよう被災者支援システムの習熟に努める。

(2) 市における業務継続の体制整備

市は、BCP（業務継続計画）の作成・運用に努めるなど、自らの業務継続のための体制整備を行う。

(3) 相互応援体制の強化

市は、相互応援協定の締結など、府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。

第2節 情報収集伝達体制の整備

災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、府及び関係機関との相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平常時から、情報収集伝達体制の確立に努める。

また、災害の未然防止及び被害の軽減を図るため、気象予警報等の伝達体制の整備に努める。

項目	実施担当機関
第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備	総合政策部、総務部
第2 情報収集伝達体制の強化	総合政策部、総務部
第3 災害広報体制の整備	総合政策部、総務部

第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備

災害発生時の情報体制を確保するため、平常時から通信手段の整備を図るとともに運営体制の強化を図る。市民に対する情報伝達については、インターネット配信や携帯電話の活用も含め、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。

1 通信系の確保

災害に関する情報連絡等について、有線電話・無線電話設備の機能を常時維持するため、保守管理を徹底し整備を行うとともに、災害に備え機器の転倒防止、予備電源の確保を図る。

また、災害時優先電話の携帯電話の整備充実を図り、非常時の職員への連絡体制の強化に努めるとともに、情報収集の機動力の向上に努める。

2 防災情報システムの充実

災害状況を即座に把握するため、平常時から府防災情報システムを活用し、被害状況に応じた初動体制の確立をめざす。

また、防災関連情報のデータベース化を図る等、機能充実に努める。

3 防災行政無線等の整備・拡充

災害時における情報の収集、連絡活動を迅速かつ的確に行うために、災害時に必要な情報を市民に伝達する手段として、防災行政無線の拡充を行う。

(1) 防災行政無線整備

市民への一斉通報を考慮して同報系の整備・拡充を推進する。

(2) 無線従事者の養成

地域防災無線等の運用を円滑に実施するため、無線従事者を養成し、その適正配

置に努める。

※資料3-3 「大阪府防災行政無線通信系統図」

4 通信施設の使用方法の習熟

大規模災害が発生した場合、即座に状況を把握できる通信施設は非常に重要である。平常時から通信機能を有効に活用できるよう、通信訓練を実施し、担当者の教育・育成に努める。

- (1) 平常業務における運用（地域防災無線等を平常時から連絡手段として積極的に利用し、使用方法を習熟）
- (2) 通話試験の実施
- (3) 通常点検及び随時点検の実施（技術的な知識の育成）
- (4) 総合点検の実施
- (5) 総合通信訓練の実施

第2 情報収集伝達体制の強化

市及び関係機関は、24時間リアルタイムの災害情報収集・伝達体制の確立、伝達窓口の明確化を図るとともに、様々な環境下にある市民や職員に対し、気象予警報等の災害関連情報が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、災害情報共有システム（Lアラート）、かんさい生活情報ネットワーク、ポータルサイトのウェブページやメール、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）及びワンセグ等の活用も含め、要配慮者にも配慮した伝達手段の多重化・多様化を図る。また、担当職員の情報分析力の向上を図るなど、情報収集伝達体制の強化を進める。

第3 災害広報体制の整備

災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

また、府、国等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、市民に対する普及啓発に努める。

1 広報体制の整備

- (1) 災害広報責任者の選任

災害時の情報の一元化を図るため、あらかじめ、広報班から災害広報責任者を選任する。

- (2) 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理
- (3) 広報文案の事前準備
 - ア 地震の規模・余震・気象・水位等の状況
 - イ 市民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ
 - ウ 出火防止、初期消火の呼びかけ
 - エ 要配慮者への支援の呼びかけ
 - オ 災害応急活動の窓口及び実施状況

2 市民への情報提供体制

防災行政無線、コミュニティFM、携帯電話エリアメール及びインターネット配信等による情報提供の検討を推進する。また、避難所となる学校への電話、ファクシミリ等の通信手段の整備及び要配慮者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保に努める。

3 市民への広報手段の周知

- (1) 災害時はラジオ等で情報の入手に努めるよう周知徹底を図る。
- (2) あらかじめ、市役所、消防組合、駅及び避難所等の災害時情報拠点を設定し、市民に平常時から周知するとともに、災害情報、生活関連情報などを掲示板等で広報する方法を定めておく。

4 災害時の広聴体制の整備

市民等から寄せられる被害情報や災害応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口などの広聴体制の整備に努める。

5 報道機関との連携協力

放送事業者、通信社及び新聞社等の報道機関と連携協力した広報体制の整備に努める。

6 居住地以外に避難する市民への情報提供

居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

第3節 火災予防対策の推進

火災の発生を防止するとともに、延焼の拡大を防止するため、出火防止と初期消火の徹底、事業者をはじめとする防火管理体制の強化を図るとともに、市民に対し消火器や地震発生時の火気の取扱い等の啓発活動の推進に努める。

また、火災による被害を最小限にとどめるため、消防力の充実に努める。

項目	実施担当機関
第1 建築物等の火災予防	まちづくり部、消防組合
第2 消防力の充実	総務部、上下水道局、消防組合
第3 救助・救急体制の整備	総務部、保健福祉部、消防組合
第4 連携体制の整備	総務部

第1 建築物等の火災予防

一般建築物、高層建築物からの出火防止及び初期消火の徹底を図る。

1 一般建築物（住宅を含む）

(1) 火災予防査察の強化

消防組合は、当該区域内の工場や公衆の出入りする場所などについて、消防法第4条、第4条の2に基づく予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の耐震性強化等について改善指導に努める。

(2) 防火管理・防災管理制度の推進

消防組合は、学校、病院、工場など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建物の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）に対し、消防法第8条の規定による防火管理者を定め、防火管理に係る消防計画の作成及びその計画に基づいた防火設備の維持・管理など防火管理上必要な業務を行わせるよう指導する。

また、ある一定規模以上の建物については、火災予防だけでなく地震等による被害軽減の観点から自衛消防組織を設置するとともに、防災管理者を定め、地震被害等に対応した消防計画を作成するなど、所有者等に対し、地震等による火災その他の災害に係る被害軽減のための措置を講ずるよう指導する。

(3) 防火対象物・防災管理点検報告制度の推進

消防組合は、対象施設の関係者に対して、より実効性のある防火・防災管理を行うために、防火対象物・防災管理点検報告制度の推進に取り組む。

※資料4-4「防火管理者選任状況」

資料5-2「危険物施設数」

(4) 住宅用火災警報器等の普及促進

消防法改正により、戸建住宅や小規模な共同住宅等（自動火災警報設備等が設置

されているものを除く)において、住宅用火災警報器等の設置及び維持が義務付けられたことを、あらゆる場面で、広く市民に普及促進する。

(5) 市民、事業者に対する指導

消防組合は、あらゆる広報機会をとらえ市民の防火意識の向上に努めるとともに、住宅に対して住宅防火診断や地域の消防訓練時に、消火器の普及啓発を促し、初期消火について指導する。

また、事業所に対しても消防訓練や立入検査を通じて、火災予防と出火時における初期消火及び避難経路の重要性を呼びかける。

(6) 定期報告制度の活用

建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、一定規模以上の多数の人が利用する建築物や建築設備の適切な維持保全の促進を図る。

2 高層建築物

府建築指導課と協力し、まちづくり部、消防組合は、防災計画書の作成指導や共同防火管理体制の確立、防災規制など、所有者等に対する火災の未然防止の指導を図る。

(1) 対象施設

高層建築物（高さが31mを超える建築物）

(2) 防災計画書の作成指導

原則として高層建築物の新築に際し、出火防止・初期消火や避難安全性の確保等の観点から建築物の計画条件に即した総合的な防災計画書の作成を指導する。

(3) 共同防火管理体制の確立

管理の権原が分かれている高層建築物において総括防火管理体制の確立の指導に努める。

(4) 防災規制

高層建築物において使用する防災対象物品については、防災性能を有するものを使用するよう指導する。

※資料5-1 「中高層建築物の現況」

(5) 屋上緊急離着陸場等の整備

高さ45mを超える建築物に対し、緊急離着陸場等を設置するよう指導する。

第2 消防力の充実

大規模災害等に備えて、消防力の充実、応援体制の整備及び関係機関との連携に努める。

1 消防施設の充実

消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）に基づき、消防ポンプ車、救急車等の車両を配備するとともに、映像情報を活用した情報収集体制、通信機能の強化を

図るなど、総合的消防力の充実に努める。

また、消防庁舎の耐震化を図るため、庁舎の統合・移転整備を推進する。

○消防整備計画（消防組合） 地震防災緊急事業五箇年計画
大規模地震等にも的確に対応できる機能を有する消防庁舎の再整備に努める。また、消防車両や資機材の近代化等により、消防力の充実強化に努める。

※資料4-2「守口市門真市消防組合における消防力の状況」

※資料4-7「消防組合保有資機材一覧表」

2 消防水利の確保

消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）に基づき、消火栓を設置する。また、大規模地震災害発生時に備え、耐震性防火水槽を増設するとともに、学校等のプールや古川等の自然水利の活用を含め、地区の実情に応じた消防水利の多様化を推進し、消防水利の充実強化を図る。

○消火栓設置事業（総務部、上下水道局）
消防活動が円滑に行われるよう、総務部は施設の整備を推進するとともに、上下水道局は維持管理を行う。

※資料4-3「消防水利の概況」

3 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動を実施するための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防衛体制、救助・救急体制及び後方支援体制等の整備に努める。

4 門真市消防団の活性化

地域に密着した門真市消防団（以下「消防団」という。）の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

（1）体制整備

人口減少社会を迎える中、地域コミュニティの希薄化により地域のリーダーとなる担い手不足が懸念されることから、若手リーダーの育成、青年層等の消防団活動への積極的な参加の促進、女性や事業所の従業員に対する入団促進などによって、組織の強化に努める。

（2）消防施設・装備の強化

消防団消防車両車庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線等の資機材、ライフジャケット等の安全確保用装備の充実強化を図る。また、消防団消防車両車庫は、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動拠点としても活用できることから整備に努める。

（3）消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する知識の高度化及び技能の向上を図るとともに、消防団員

の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等を徹底するために教育訓練を実施する。

(4) 自主防災組織との連携強化

消防団が地域により密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織や防災士との連携強化に努める。また、自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担えるよう、必要な対策に努める。

※資料4-6「門真市消防団の組織」

5 広域消防応援体制の整備

消防相互応援協定締結の消防機関との連携体制を強化するほか、受入れ体制の整備に努める。

※資料4-8「消防相互応援協定一覧」

第3 救助・救急体制の整備

1 教育・訓練

消防組合は、災害時の多数の救助・救急要請に備え、救助・救急隊員の教育訓練を推進し、救助・救急体制の整備を図る。

2 市民教育の推進

市及び消防組合は、市民の自主救護能力を向上させるために、応急救護知識・技術の普及活動の推進を図る。

3 避難行動要支援者に対する救助・救急体制

市及び消防組合は、避難行動要支援者の安全確保を検討し、救急情報の伝達方法を検討するとともに、災害発生時には自主防災組織等の協力により、地域ぐるみの救助・救急体制の充実を図る。

4 消防団の救助・救急活動能力向上の推進

市及び消防組合は、消防団に対して、救助・救急活動を効率的に実施するための教育指導を推進する。

5 救助・救急資機材の整備

- (1) 消防組合は、救助・救急資機材の計画的な整備に努める。
- (2) 自主防災組織は、地域内での救助・救急活動に備え、必要な資機材の整備に努める。
- (3) 市は、自主防災組織の資機材の整備を支援する。

(4) 門真警察署は、地域の交番等に救助用資機材の配備に努める。

※資料4-7「消防組合保有資機材一覧表」

第4 連携体制の整備

府、府警本部及び自衛隊等と相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制及び消火用機器の同一規格化を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。

第4節 災害時医療体制の整備

災害時に迅速かつ的確な医療が行えるよう、医療関係機関と連携しながら、災害時医療体制を整備する。

項目	実施担当機関
第1 災害医療の基本的考え方	保健福祉部、日本赤十字社、門真市医師会、門真市歯科医師会、門真市薬剤師会
第2 医療情報の収集・伝達体制の整備	保健福祉部、日本赤十字社、門真市医師会、門真市歯科医師会、門真市薬剤師会
第3 現地医療体制の整備	保健福祉部、日本赤十字社、門真市医師会、門真市歯科医師会、門真市薬剤師会
第4 後方医療体制の整備	保健福祉部、日本赤十字社、門真市医師会、門真市歯科医師会
第5 医薬品等の確保体制の整備	保健福祉部、日本赤十字社、門真市医師会、門真市歯科医師会、門真市薬剤師会
第6 患者等搬送体制の確立	保健福祉部、消防組合、日本赤十字社、門真市医師会
第7 個別疾病対策	保健福祉部、日本赤十字社、門真市医師会、門真市歯科医師会、門真市薬剤師会
第8 関係機関協力体制の確立	保健福祉部、消防組合、門真市医師会、門真市歯科医師会

第1 災害医療の基本的考え方

医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、市民が医療の途を失った場合、医療等を提供し、被災者の保護を図るための活動である。

この際、死亡者を一人でも少なくすることを目標に、状況に応じて被災地域の内外を問わず、市内全ての医療機関が救命医療を最優先とした最大限の活動を実施する。

また、大規模災害時には、刻々と変化する現地医療ニーズを的確に把握・分析のうえ、必要な医療救護班を組織し派遣するなど、中長期にわたる医療救護活動を実施する。

1 現地医療活動

患者が最初に受ける応急手当あるいは一次医療を、医療救護班が「救護所」において実施する。

(1) 救護所及び現地医療活動の分類

応急救護所と医療救護所の2種類の救護所及び活動に分けて対応し、適切な医療救護を実施する。

ア 応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所（応急救護所）で、主

に搬送前の応急処置やトリアージ（傷病者の重症度と緊急度の評価を行い、治療や搬送の優先順位をつけ分類すること）等を行う。

イ 医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後から中長期間にわたって、避難所等に併設される救護所（医療救護所）で、主に軽症患者の医療や被災市民等の健康管理等を行う。

(2) 考え方

ア 医療機関を、できるだけ「救護所」と位置づけ、医療救護班・物資の供給を行う。

イ 災害の種類や時間経過に伴い、量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性を生かした医療救護を行う。

2 後方医療活動

救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心に被災を免れた（被災地内と被災地外を含め）全ての医療機関で実施する。

(1) 災害が甚大であればあるほど、医療機関は後方医療活動を優先し活動する。

(2) 被災地域内で対応困難な重症患者は、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機など航空機等によりできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。

(3) 特定の医療機関へ患者が集中しないよう、また重症患者であればあるほど、可能な限り（府以外も含め）多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。

(4) 医療機関を機能別・地域別に体系化し、重傷度、緊急度にあった適切な患者の搬送・受入れを行う。

※資料○「災害拠点病院一覧」

資料○「ヘリポート候補地一覧」

第2 医療情報の収集・伝達体制の整備

1 災害医療情報の収集伝達体制の整備

(1) 広域災害・救急医療情報システムの整備

消防組合は、迅速かつ的確な情報の収集・提供を行うため、ICT（情報通信技術）を有したタブレット型情報端末等を用いて、救急搬送支援・情報収集・集計分析システム（ORION）を活用する。

府は、災害時の医療情報を迅速かつ的確に把握し、市及び医療関係機関に対して、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を的確に活用できるよう入力操作等の研修や訓練を定期的に行うとともに、その充実に努める。

(2) 連絡体制の整備

市及び医療関係機関は、災害時の連絡・調整窓口や情報内容、情報収集提供方策・役割分担等を定める。

(3) 医療情報連絡員の指名

情報収集伝達手段が麻痺した場合にも、医療機関の被害状況など地域における保健医療に関する情報を収集するため、あらかじめ保健福祉部の中から医療情報連絡員を指名する。

(4) 医療情報システムの整備

各医療機関が災害時優先電話回線の確保などにより、市及び関係機関間において、災害時に迅速かつ的確な情報の収集伝達ができる通信手段や情報収集システムの整備に努める。

2 医師会との協力体制の確立

一時に多数の傷病者が発生し、交通が混乱して患者の搬送ができない場合に対応するため、門真市医師会等と常に協力体制を形成しておくなど、確実な応急医療体制を整備する。

3 その他

- (1) 市は、医療機関及び医療救護班との情報連絡手段を確保する。
- (2) 各医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。

第3 現地医療体制の整備

救護所において応急処置などを行う現地医療体制を整備する。

1 緊急医療班

災害発生直後に災害拠点病院等が派遣する救急医療従事者で構成し、被害状況を早期に把握するとともに、救護所等で主に現場救急活動を行う。

緊急医療班の中には、災害の発生直後の急性期に活動が開始できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT）を含むものとする。

2 医療救護班の整備

門真市医師会の協力を得て、災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病傷病に対応できるよう、診療科目・種類別に医療救護班を構成する。

【医療救護班の種類】

診療科別医療班	外科系、内科系、小児科、精神科及びその他の診療科目別の医療従事者で構成する医療班を構成し、救護所で主に臨時診療活動を行う。ただし、必要に応じて専門外の診療にも対応する。
歯科医療班	歯科医療従事者で構成し、救護所で活動する。
薬剤師班	薬剤師で構成し、救護所で活動する。

3 医療救護班の編成・派遣基準等

医療救護班の編成数、構成、参集場所、派遣基準や派遣方法等について門真市医師会と協議する。

4 医療救護所の設置

学校など医療救護所設置予定場所を事前に調査・検討し、災害の発生・拡大の状況をみながら数ヶ所に医療救護所が設置可能な体制を整える。

第4 後方医療体制の整備

市域における災害医療の拠点となる医療機関等の整備を図り、多数の患者の収容力を確保するとともに、医療資源を十分に活用した後方医療体制の整備に努める。

1 災害医療センターの役割

保健福祉センターを「市災害医療センター」に位置づけ、災害時には医療救護活動の拠点となる医療対策本部を開設する。また、災害の規模に応じて、休日診療所の設備を活用し、災害時には入院を要しない患者の応急処置を行う。

2 協力病院の確保

府における「災害医療協力病院」である摂南総合病院、蒼生病院及び萱島生野病院の協力体制を図るとともに、多数の傷病者発生に対応できるよう、門真市医師会と協議の上、その他の協力病院の確保を図る。

3 地域医療連携の推進

災害時における医療スタッフの受入れ及び医療資器材等の応援要請がスムーズに進み、協力病院をはじめ、門真市医師会等との連携した医療活動が実施できるよう、平常時から地域の実情に応じた医療体制づくりを推進する。

4 病院災害対策マニュアルの作成

市内の医療機関は、防災体制や災害時の避難、応急対応策などを盛り込んだ病院防災マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。

第5 医薬品等の確保体制の整備

備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるとともに、医療関係機関などと協力し、医薬品及び医療用資器材の確保体制を整備する。

1 医療用資器材の確保体制の整備

災害の発生後、緊急に必要なとなる医療用資器材等については備蓄を推進する。
また、門真市医師会や民間等との協力によって医療用資器材の調達体制の整備を図る。

2 医薬品等の確保供給体制の整備

保健福祉センター（休日診療所）を中心に医薬品等の備蓄を推進するとともに、平常時から門真市薬剤師会や民間等との協力体制の整備に努める。また、備蓄のあり方についての検討を進める。

3 輸血用血液の確保体制の整備

日本赤十字社大阪府支部は、血液製剤の確保体制を整備する。

第6 患者等搬送体制の確立

災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、多様な搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

1 患者搬送

特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の受入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

また、広域搬送が必要な傷病者を想定し、救急車、ヘリコプター等を利用した搬送手段について関係機関との協議に努める。

2 医療救護班の搬送

市及び医療関係機関は、救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。

3 医薬品物資等の輸送

医療品物資等の受入れ及び救護所への配送供給体制を確立する。

※資料10-2「緊急交通路予定路線図」

第7 個別疾病対策

専門治療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、府特定診療災害医療センター、各専門医師会関係団体と協力し、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法等の整備を行う。

第8 関係機関協力体制の確立

1 地域医療連携の推進

北河内保健医療協議会を活用し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施など、地域の実情に応じた災害医療体制を構築する。

2 災害医療研修及び災害医療訓練の実施

各医療機関は、災害時における医療関係者の役割、特徴的な傷病・治療等についての医療研修を実施するとともに、年1回以上の災害医療訓練に努める。また、地域の防災関係機関との共同の災害医療訓練を実施する。

3 災害拠点病院等連絡協議会の設置

府は、災害拠点病院等で構成する連絡協議会を設置し、災害拠点病院間及び関係機関との連携・協力体制を確立する。

また、連絡協議会は、災害医療マニュアルや災害医療研修・院内災害医療訓練・教育プログラムの策定に係る助言や企画・提案、実施に協力する。

第5節 緊急輸送体制の整備

災害発生時に救助・救急、医療、消火及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。また、陸上輸送、航空輸送等、緊急時に確保可能な輸送手段を把握するとともに、平常時から災害時に備えて関係機関、民間等との協力体制の推進に努める。

項目	実施担当機関
第1 陸上輸送体制の整備	総務部、まちづくり部、枚方土木事務所、門真警察署、大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社
第2 航空輸送体制の整備	総務部、まちづくり部、大阪府、消防組合、門真警察署、自衛隊
第3 交通混乱の防止対策	総務部、まちづくり部、枚方土木事務所、門真警察署、近畿運輸局、大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社

第1 陸上輸送体制の整備

災害応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路の選定や効率的な陸上輸送を行うための事前対応に努める。

1 緊急交通路の選定

(1) 府選定の広域緊急交通路

府が選定している市に係る広域緊急交通路は、次のとおりである。

- ①府道2号大阪中央環状線 ②近畿自動車道 ③国道163号 ④第二京阪道路
⑤国道1号 ⑥府道15号八尾茨木線 蕨島(大阪市境)～蕨島(府道2号)

(2) 市選定の地域緊急交通路

市が、門真警察署、枚方土木事務所と協議のうえ選定した地域緊急交通路(広域緊急交通路と災害時用臨時ヘリポート、市内の防災備蓄倉庫、市災害医療センター、災害医療協力病院及び避難所等を連絡する交通路)は、次のとおりである。

【地域緊急交通路一覧】

路線名称	概略	距離
① 府道158号 守口門真線	門真(守口市境)～巢本町(国道163号)	3.80km
② 府道149号 木屋門真線	上島町(寝屋川市境)～上島町(府道158号)	0.52km
③ 府道161号 深野南寺方大阪線	桑才新町(守口市境)～岸和田(大東市境)	2.64km
④ 府道15号 八尾茨木線	御堂町(守口市境)～桑才(府道161号)	2.72km
	南野口町(国道163号)～島頭3丁目	0.75km
⑤ 府道21号 八尾枚方線	北巢本町(寝屋川市境)～江端町(大東市境)	2.66km
⑥ 市道 浜町桑才線	浜町～桑才	3.08km
⑦ 市道 岸和田守口線	松生町～岸和田3丁目	3.10km
⑧ 市道 大和田茨田線	野里町～三ツ島(大東市境)	3.20km
⑨ 市道 島頭太子田線	島頭3丁目～三ツ島(大東市境)	1.19km
⑩ 市道 門真中央線	月出町(守口市境)～桑才新町	2.69km
⑪ 市道 岸和田島頭線	島頭3丁目～岸和田1丁目(寝屋川市境)	1.15km
⑫ 市道 下島町南北1号線	下島町(府道158号)～下島町(国道163号)	0.52km
⑬ 市道 常称寺藤田線	野里町～常称寺町(守口市境)	0.30km
⑭ 市道 舟田町南北線	舟田町(国道163号)～北島(国道1号)	0.84km
⑮ 市道 三郷大和田線	栄町(国道163号)～本町(守口市境)	0.26km

※資料10-2 「緊急交通路予定路線図」

2 緊急交通路の整備等

- (1) 道路管理者は、多様性、代替性を考慮した緊急輸送ネットワークを確保するため、選定された緊急交通路の効率的整備に努める。
- (2) 道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。
- (3) 道路管理者は、道路法に基づく通行規制を実施するために必要なカラーコーン、通行禁止等の看板等、必要な備品の整備に努める。

3 道路障害物除去対策の検討

- (1) 障害物を除去する道路の優先順位及び障害物除去方法の検討を推進する。
- (2) 関係機関や道路管理者と、災害時のための対処方法の協議に努める。
- (3) 建設用重機を所有する民間等との災害時の協定締結を推進するなど災害時の協力的体制の確立に努める。

4 緊急交通路の周知

広域緊急交通路(府選定)及び地域緊急交通路(市選定)について、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から市民、事業者等への周知徹底を図る。

5 緊急通行車両の事前届出

市は、災害対策基本法第50条に基づき、災害応急対策の迅速かつ円滑な実施の確保

のため、緊急通行車両として使用する必要のある車両について、府公安委員会（門真警察署）へ緊急通行車両の事前届出手続きを行い、緊急通行車両事前届出済証の交付を受ける。

(1) 対象車両

次のいずれにも該当する車両であること。ただし、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車を除く。

- ア 防災計画に基づき、災害応急対策を実施するための車両
- イ 指定行政機関等の保有・契約車両又は災害発生時の調達予定車両
- ウ 使用の本拠の位置が大阪府内にある車両

※様式10-1「緊急通行車両事前届出書及び事前届出済証」

様式10-2「緊急通行車両確認申請書、確認証明書及び標章」

(2) 届出済証の返還

次の場合、速やかに門真警察署長を經由して届出済証を返還する。

- ア 届出済証の交付を受けた車両が、緊急通行車両として使用する車両に該当しなくなったとき
- イ 当該車両が廃車となったとき
- ウ その他緊急通行車両としての必要がなくなったとき

第2 航空輸送体制の整備

府等の関係機関の協力による災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等に、ヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、災害時用臨時ヘリポート、ドクターヘリ及び自衛隊ヘリポートの確保及び選定に努める。

なお、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプター利用については、各関係機関とあらかじめ協議しておくものとする。

※資料10-2「緊急交通路予定路線図」

資料〇-〇「ヘリポート候補地一覧」

第3 交通混乱の防止対策

1 震災時の応急点検体制の整備

道路管理者は、平常時から緊急交通路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報収集体制や応急点検体制の整備に努める。

2 災害時避難のあり方の周知徹底

災害時の避難にあたっては、車両を使用してはならない旨を広報等によって周知徹

底に努める。

3 交通規制・管制

災害時における道路施設の破損・欠陥等交通が危険であり、応急復旧を必要とする場合に、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な資機材を整備する。また、府公安委員会及び門真警察署が行う交通規制・管制体制の整備に協力する。

第6節 避難受入れ体制の整備

災害から市民を安全に避難させるため、避難場所、避難路及び避難所をあらかじめ指定し、日頃から市民に周知するなどの体制の整備に努めるとともに、避難所機能の充実を図る。

さらに、建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制の整備、応急仮設住宅等の事前準備及び土砂災害から市民を守るための斜面判定制度の活用を進める。

項目	実施担当機関
第1 避難場所、避難路の選定	総務部、まちづくり部
第2 避難場所、避難路の安全性の向上	総務部、まちづくり部
第3 避難所の指定、整備	総務部、まちづくり部
第4 避難誘導體制の整備	市民生活部、保健福祉部、教育委員会
第5 広域避難体制の整備	総務部、近畿運輸局、大阪府、各地方鉄道、各乗合旅客自動車運送株式会社
第6 関西圏における広域避難の受入れ	総務部、大阪府、滋賀県
第7 応急危険度判定体制の整備	まちづくり部
第8 応急仮設住宅等の事前準備	まちづくり部
第9 リ災証明書の発行体制の整備	総務部、市民生活部

第1 避難場所、避難路の選定

災害発生時に、安全かつ円滑に避難させるための避難場所、避難路の整備を推進する。

1 火災時の避難場所及び避難路の指定

次に示す定義に基づき避難場所の指定を行う。

(1) 一時避難地

火災発生時に市民が一時的に自主避難できる、おおむね1,000㎡以上の場所を一時避難地として指定する。

(2) 広域避難地

一時避難地に延焼火災等の危険性が発生した場合に避難する、より安全性の高い場所を広域避難地として指定する。

ア 想定される避難者1人あたり、おおむね1㎡以上の避難有効面積を確保できること（「防災公園計画・設計ガイドライン」に基づいて整備される公園については、想定される避難者1人あたり概ね2㎡以上の避難有効面積を確保できること）。

イ 延焼火災に対し有効な遮断ができる、おおむね1ha以上の空地であること。

ただし、1 ha未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合は広域避難地として選定する。

ウ 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（ア又はイに該当するものを除く）

(3) 避難路

広域避難地への避難が安全かつ円滑に行われるよう、都市計画道路の整備や道路改良等の事業により総合的な避難路の整備を推進する。

避難路の指定にあたっては、次の条件及び地域特性に留意する。

ア 原則として幅員が16m以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できる認められる場合には、おおむね幅員10m以上の道路）及び10m以上の緑道

イ 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（アに該当するものを除く）

ウ 落下物、倒壊物による危険など、避難にあたっての障害のおそれが少ないこと

エ 水利の確保が比較的容易なこと

2 その他の避難場所及び避難路の指定

次に示す定義に基づき避難場所、避難路の指定を行う。

(1) 避難場所

避難者1人あたりおおむね1㎡以上を確保できる安全な空地

(2) 避難路

避難所又はこれに準ずる安全な場所に通じる幅員3m以上の安全な道路及び緑道

なお、避難所・避難路の指定にあたり、図記号等を利用したわかりやすい案内板等を設置するなど、日頃から周知に努める。また、指定した避難所、避難路については、洪水ハザードマップ等により日頃から周知に努める。

避難所のうち、臨時ヘリポートに指定されているところにあつては、上空から施設を確認できるよう、施設名の対空表示に努める。

○水路改修工事（まちづくり部）

密集市街地の水路敷きを利用した緑歩道の整備を促進し、延焼火災の阻止、避難路等の機能を確保する。

※資料11-1 「一時避難地一覧表」

資料11-2 「広域避難地一覧表」

資料11-3 「避難所一覧表」

資料11-4 「洪水時避難所一覧表」

第2 避難場所、避難路の安全性の向上

一時避難地、広域避難地及び避難路を、要配慮者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保など総合的な安全性の向上に努める。

1 一時避難地

- (1) 避難場所標識等の整備
- (2) 周辺の緑化の促進
- (3) 複数の進入口の整備

2 広域避難地

- (1) 避難場所標識の整備
- (2) 非常電源付の照明設備・放送施設の整備
- (3) 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (4) 複数の進入口の整備

3 避難路

- (1) 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (2) 落下・倒壊物対策の推進
- (3) 誘導標識、誘導灯の設置
- (4) 段差解消、誘導ブロックの設置等

第3 避難所の指定、整備

施設管理者と協力し、住家の全壊、全焼及び流失等によって避難を必要とする市民を臨時に受け入れることのできる避難所を指定、整備する。また、避難者等の発生規模と避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、府と連携し、公的施設や民間施設の避難所としての利用拡大、応急住宅としての空き家・空き室の活用、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。

1 避難所の指定・整備

指定避難所は、耐震化・不燃化・耐水化の促進、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。

- (1) 公民館、学校等の公共的施設等を対象に、できるだけ浸水の危険性の低い場所に、地域の人口、誘致圏域、地形及び災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定するとともに、市民への周知徹底を図る。

- (2) 指定避難所は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、多くの主として要配慮者を滞在させることもが想定される施設であるため、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備に努める。
- (3) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難者の早期自立を促すものとする。避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や市民等の関係者と調整を図る。また、避難所での生活用水等が確保されるよう、既存プールの改修にあわせ耐震強化に努める。
- (4) 指定避難所の施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、生活情報収集に必要な通信施設等の整備を図るなど、防災機能の向上に努める。

(例) マンホールトイレ、非常電源装置、備蓄倉庫（備蓄スペースの確保）、体育館内にLANケーブル、TV電話等の情報通信設備の設置、プールの浄化装置など

2 洪水時避難ビルの指定・整備

急激な豪雨や浸水により屋外での歩行等が危険な場合、指定避難所への避難が必ずしも適切で行動でないことも想定されるため、自主防災組織等が最寄りの公共施設及び民間施設の高所を洪水時避難ビルとして使用できるよう、施設の管理者との協定を推進する。

3 要配慮者に配慮した施設整備等

人口減少社会を迎える中、要配慮者となる高齢者の増加、支援者となる若年者の減少が懸念されることから、要配慮者が利用しやすいよう、避難所に指定された施設のバリアフリー化に努めるなど、施設の福祉的整備を図る。また、要配慮者を保護するために、二次的避難所として福祉避難所の指定を進めるとともに、福祉関係者等の協力も得ながら、避難所における介護や医療的ケアなどの支援活動を充実させるため、府と連携し必要な人員を確保する。

- (1) 多人数の避難に供する施設（棟）の管理者は、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、大阪府福祉のまちづくり条例や市福祉のまちづくり要綱等に基づいた整備・改善に努める。また、施設内に福祉仕様のトイレを設置するよう努める。
- (2) 市は、施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受け取り、

仮設トイレの使用等)に支障のないよう配慮する。また、施設管理者及び府と協力して、日常生活用具等、備品の整備に努める。

4 避難所の管理運営体制の整備

府が示す「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえて、避難所運営マニュアル等を作成し、管理運営体制を整備するとともに、市民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。また、洪水時避難所については、淀川の氾濫等により長時間浸水し、避難所が孤立した場合に備え、浸水域外への二次避難体制を確立する。

- (1) 避難所管理者不在時の開設体制
- (2) 避難所を管理するための責任者の派遣
- (3) 災害対策本部との連絡体制
- (4) 自主防災組織、施設管理者との協力体制

第4 避難誘導體制の整備

災害発生時に、安全かつ円滑に避難をさせるための体制を整備する。

1 避難誘導計画の作成と周知

発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するとともに、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の市民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。

なお、避難誘導計画の周知にあたっては、以下の事項についても周知徹底するものとする。

- (1) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定避難場所への移動を原則とするが、避難時の周囲の状況等により、指定避難場所への移動がかえって危険を伴う場合等、やむを得ないと自身で判断した場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行なうべきこと
- (2) 指定避難所は、地震時(大規模火災含む)と洪水時の災害種別に応じて指定されており、避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定避難所を避難先として選択すべきであること

2 案内標識等の設置

一時避難地、避難所及び避難路等に案内標識、誘導標識等の設置を推進し、平常時から市民への周知を図る。

3 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

- (1) 府が示す指針に基づき、保健福祉部が中心となって、民生委員児童委員等と協力のうへ、本人の意思及びプライバシーの保護に充分留意しながら避難行動要支援者の所在等の把握に努める。
- (2) 避難行動要支援者の集団避難が円滑になされるよう、公共建築物への配慮を図るとともに、自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。
- (3) 府と連携を図りながら、福祉避難所(二次的避難施設)等において、要配慮者の相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

4 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

水防法による洪水予報河川(淀川、寝屋川)及び水位情報周知河川(古川)の浸水想定区域ごとに、以下の事項を明らかにし、ハザードマップ等により市民に周知する。

- (1) 洪水予報や特別警戒水位到達情報の伝達方法
- (2) 避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- (3) 浸水想定区域内の地下街等又は要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設の名称、所在地

※資料8-1「避難行動要支援者関連施設一覧表」

5 不特定多数の者が利用する施設における避難誘導體制の整備

地下街、劇場等の興行場、駅及びその他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

市は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

6 学校、病院等における避難誘導體制の整備

学校、病院及び社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

第5 広域避難体制の整備

府と連携して、円滑な広域避難が可能となるよう、他の自治体との広域一時滞在に係る応援協定締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。

第6 関西圏における広域避難の受入れ

福井県嶺南地域に立地する原子力施設において万一事故等が発生し、広域避難が必要となった場合、関西圏域全体で被災市民の受入れを行う。府は関西広域連合で定めたカウンターパートとして、滋賀県からの広域避難の受入れを行うこととし、広域避難が円滑に行われるよう受入体制を整備する。市はこれに協力し、受入体制を整備する（市は、高島市〔旧今津町〕の一部の自治会区を受入れ）。

第7 応急危険度判定体制の整備

大規模な災害により建築物が被災した場合、余震等による被災建築物の倒壊等の二次災害を防止し、市民の安全確保を図るため、府及び建築関係団体と協力し、被災した建築物等の被災建築物応急危険度判定制度の整備に努める。

1 被災建築物応急危険度判定士の養成、登録

府及び建築関係団体と連携して、応急危険度判定講習会を開催し、応急危険度判定士としての養成、登録を推進する。

2 実施体制の整備

応急危険度判定に必要なマニュアル、備品の整備に努めるとともに、府から派遣された被災建築物応急危険度判定士の受入れ体制の整備を図る。

3 制度の普及啓発

府及び建築関係団体と協力して、被災建築物応急危険度判定制度の趣旨について市民の理解が得られるよう、広報紙等を通じて普及啓発に努める。

第8 応急仮設住宅等の事前準備

災害によって住家が滅失し、自らの資力では住宅を確保できない被災者に対し、早期に一時的な居住の安定が図られる体制の整備に努める。

1 建設候補地の事前選定

市域の都市公園、公共空地等の中から、応急仮設住宅が建設可能な候補地の事前選定に努める。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

候補地の選定にあたっては、一戸あたり29.7㎡以上の面積が確保できる場所とする

とともに、府の被害想定調査から算定された面積の確保にも努める。

また、災害時における被災者用の住居として利用可能な公共住宅や民間住宅の空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備に努める。

※資料14-4「応急仮設住宅建設候補地」

2 要配慮者に配慮した住宅の確保

府と協力して、要配慮者の生活に配慮した構造・設備の応急仮設住宅が確保されるよう推進する。

3 応急仮設住宅の調達体制の確立

府をはじめ市は、応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理を円滑に実施するため、あらかじめ関係団体と協定を締結する。

第9 り災証明書の発行体制の整備

災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

府は、市に対し、住家被害調査の担当者に対する研修機会の拡充等により、災害時における住家被害調査の迅速化を図る。

第7節 緊急物資確保体制の整備

災害による住家の全壊、全焼、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して、必要な物資を迅速かつ効率的に供給するため、その確保体制を整備する。

また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄する。また、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

項目	実施担当機関
第1 給水体制の整備	上下水道局
第2 食料及び生活必需品の確保	総務部、保健福祉部
第3 備蓄・供給体制の整備	総務部
第4 市民における備蓄の推進	総務部

第1 給水体制の整備

府及び大阪広域水道企業団と協力して、発災後3日間は1日1人あたり3リットルの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。

1 応急給水拠点等の整備・充実

- (1) 浄・配水池を、災害時の給水拠点として整備を図るとともに、非常用飲料水の備蓄を促進する。
- (2) 給水タンク車による応急給水体制の整備を図る。
- (3) 被災の状況に応じて、市内各所の消火栓を活用した応急給水を実施する体制の整備を図る。

2 応急給水用資機材等の整備

給水タンク、臨時給水栓、非常用飲料水袋等の応急給水用資機材の整備・充実を図る。

※資料6-2「給水用車両及びタンク等保有一覧表」

3 パック水・缶詰水の備蓄

4 相互応援体制の整備

迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、府及び大阪広域水道企業団と相互協力して、大阪広域水道震災対策中央本部体制を整備する。

第2 食料及び生活必需品の確保

1 備蓄

必要な食料、毛布、その他の生活必需品等の備蓄に努める。

(1) 重要物資の備蓄

地震被害想定で最も被害量が多い生駒断層帯地震の予測結果をもとに、主要な備蓄品目について次の目標を設定する。

【備蓄目標量】

備蓄品目	備蓄量の目標値
アルファ化米等	避難生活者1食分：25,198食
高齢者用食	要援護高齢者の避難生活者1食分：504食
粉ミルク	乳児の避難生活者1日分：265缶
ほ乳瓶	乳児の避難生活者数分：265本
毛布	要援護の避難生活者必要量：7,559枚
おむつ	乳児の避難生活者1日分：3,780個
生理用品	女性の避難者1日分：41,766個
簡易トイレ	避難生活者数分：252基(1基/100人)
パーティション	避難生活世帯数分：12,164個
飲料水	避難生活者1日分：75,594L
缶詰	避難生活者1日分：25,198缶
離乳食	乳児の避難生活者1食分：265食
敷物 (グラウンドシート)	避難生活世帯数分：12,164枚
簡易ベッド (要配慮者用)	要配慮者数：101基
投光機	各避難所2基：46基
延長コード	各避難所2基：46基
棺桶	想定死者数分：300台
遺体袋	想定死者数分：300袋
ラジオライト	各避難所5台：115台
給水用ポリタンク	避難生活世帯数分：12,164個
マスク	避難生活者数分：25,198枚
消毒用アルコール	各避難所10個：230個
ラップ	各避難所10個：230個
ウェットティッシュ	避難生活者数分：25,198個

(2) その他用品の確保

- ア 精米、即席麺などの主食
- イ 野菜、漬物、菓子類などの副食
- ウ 被服（肌着等）
- エ 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）
- オ 光熱用品（LPガス、LPガス用品、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）

- カ 日用品（石けん、タオル、ティッシュペーパー、歯ブラシ等）
- キ 医薬品等（常備薬、救急セット）
- ク 仮設風呂・仮設シャワー
- ケ 要援護高齢者、障がい者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車いす、トイレ、盲人用つえ、補聴器、点字器等）

2 民間等との協定締結の推進

災害時における食料、生活必需品を確保し、さらに災害応急対策の円滑化を図るため、民間等と調達に関する協定を締結し、緊急時の物資調達に万全を期す。

第3 備蓄・供給体制の整備

- 1 災害が発生した場合、危険分散を図り、また迅速に備蓄品を使用できるよう、避難所となる学校の教室利用または備蓄倉庫の設置により、分散備蓄に努める。
- 2 常時備蓄品の点検・整備を行い、耐用年数、賞味期限のあるものは随時入れ換えを行うなど、備蓄品の管理に努める。
- 3 定期的な流通在庫量の調査を実施する。
- 4 供給体制を整備する（共同備蓄や相互融通を含む）。

※資料7-1「備蓄物資一覧表」

第4 市民における備蓄の推進

最低限の水（1日1人あたり3リットル）と食料、衣類等は、避難に際しての非常持ち出し品として用意しておくなど、各人が最低3日間（可能な限り1週間程度）の物資は自分達で確保しておくよう周知する。

第8節 ライフライン確保体制の整備

ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合に、応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、平常時から防災体制の整備に努める。特に、救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化の推進に努める。

項目	実施担当機関
第1 上水道施設	上下水道局
第2 下水道施設	上下水道局
第3 電力供給施設	関西電力株式会社
第4 ガス供給施設	大阪ガス株式会社
第5 電気通信施設	西日本電信電話株式会社
第6 市民への広報	総合政策部、西日本電信電話株式会社、関西電力株式会社、大阪ガス株式会社

第1 上水道施設

災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、平常時から防災体制の整備に努める。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施できるよう、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努める。
- (2) 施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うための府・市町村水道情報交換システム（アクアネット大阪）を整備する。
- (3) 応急復旧活動マニュアルの点検、管路図等の管理体制の整備を推進する。
- (4) 管路の多重化等によりバックアップ機能を強化する。

2 災害対策用資機材の整備点検

- (1) 災害によって被災した上水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、給水タンク車、給水タンク等の保有資機材の整備点検に努める。
- (2) 応急復旧用資機材の調達など確保体制の整備に努める。

※資料6-2「給水用車両及びタンク等保有一覧表」

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防

防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 相互応援体制の整備

- (1) 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、民間等との協定締結に努めるなど、協力体制を整備する。
- (2) 震災時に迅速な応急復旧活動等に必要な情報を収集し、総合調整、指示及び支援を実施するため、府及び大阪広域水道企業団と協力して大阪広域水道震災対策中央本部組織を整備する。

また、災害時に備え平常時から大阪広域水道企業団との連携体制の強化に努める。

- (3) 府県間等の応援協定及び公益社団法人日本水道協会等を利用した広域応援体制を確保する。

第2 下水道施設

災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、平常時から防災体制の整備に努める。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施できるよう、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努める。
- (2) 応急復旧活動マニュアルを整備するとともに、施設管理図書等を複数箇所に保存、整備する。

2 災害対策用資機材の整備点検

- (1) 災害によって被災した下水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、保有資機材の整備点検に努める。
- (2) 応急復旧用資機材の調達など確保体制の整備に努める。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

- (1) 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、民間等との協定締結に努めるなど、協力体制を整備する。
- (2) 府と協力して「下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ」に基づ

く近畿2府7県の支援体制の整備をはじめ、国、他の地方公共団体等との相互支援要請体制を推進する。

第3 電力供給施設（関西電力株式会社）

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制やシステムの整備に努める。
- (2) 災害対策組織をあらかじめ定めておく。また、災害により拠点が被災した場合の災害対策活動拠点についてもあらかじめ定めておく。
- (3) 対策要員の動員体制を整備する。
- (4) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。
- (5) 平時から地方防災会議への参加により災害時の情報提供、収集など相互連携体制を整備しておく。
- (6) 防災関係機関との連携強化により平時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡体制の確立、相互協力を行う。

2 災害対策用資機材の整備点検

- (1) 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。
- (2) 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。
- (3) 災害対策用車両（発電機車等）の配備増強を進める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。
- (5) 衛星携帯電話の配備など情報通信手段の多様化を図る。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、最大クラスの災害である南海トラフ巨大地震も想定した各種訓練を計画的に実施する。

- (1) 社員の安全を確保するために地震、津波の襲来を想定した避難訓練、情報連絡訓練を実施する。
- (2) 応急復旧技能を維持するために設備復旧訓練を実施する。
- (3) 迅速、的確な情報連携や的確な意思決定に基づく行動並びに社外対応を行うために図上訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

- (1) 復旧用資機材、要員について、電力会社相互の応援体制を「非常災害時における復旧応援要綱」（中央電力協議会策定）に基づき整備する。
- (2) 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、「全国融通電力需給契約」及び「二社間融通電力需給契約」に基づき他電力会社との電力融通体制を確保する。

第4 ガス供給施設（大阪ガス株式会社）

災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- (2) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。
 - ア 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
 - イ 基準値以上の揺れを感知すると一般家庭及び業務用の都市ガス供給を自動的に停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- (3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。
- (4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- (5) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。
- (6) ガス管の漏洩箇所の特定制、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。
- (7) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。
- (8) 関係行政機関と連携し、前進基地の確保に努める。
- (9) 関係行政機関と連携し、早期復旧に資する手続きの合理化に努める。
 - ア 復旧時における仮設配管及び導管地中残置
 - イ 事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両確認標章交付の迅速化

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制

を整備する。

- (2) 緊急時通信機器の整備充実に努める。
- (3) 消火・防火設備の整備充実に努める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。
- (5) 適切な導管材料の備蓄に努める。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（一般社団法人日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

第5 電気通信施設（西日本電信電話株式会社）

災害によって電気通信施設又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
- (2) 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具及び消耗品等の確保に努める。
- (3) 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- (4) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- (5) 非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服及び生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

3 防災訓練の実施

(1) 防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。

- ア 災害予報及び警報の伝達
- イ 非常招集
- ウ 災害時における通信疎通確保
- エ 各種災害対策機器の操作
- オ 電気通信設備等の災害応急復旧
- カ 消防及び水防
- キ 避難及び救護

(2) 中央防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。

4 協力応援体制の整備

(1) 他の事業者との協調

電力、燃料、水道及び輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

(2) グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材及び輸送等について相互応援体制を整備する。

5 発災時の優先回路の確保

災害時の応急対策等にかかる通信サービスの確保に万全を期するため、関係事業者と協調し、府、市及び防災関係事業者による回線利用を優先的に確保できるように努める。

第6 市民への広報

総合政策部秘書広報課は、ライフラインに関わる事業者と連携して、飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等の災害時の対応について平常時から広報活動を実施し、市民の意識向上を図る。

1 上水道施設、下水道施設

平常時から、飲料水等の備蓄の重要性、節水、水質汚濁防止及び非常時の下水排除の制限等についての広報に努める。

2 電力供給施設、ガス供給施設

感電、漏電、ガスの漏洩、爆発及び出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報されるよう電力供給会社、ガス供給施設会社へ要請する。

3 通信施設

災害時の通信輻輳緩和のため、緊急通話以外の電話、携帯電話の自粛及び緊急通話の場合にかかりやすい公衆電話の利用等、災害時の電話利用における注意事項について広報されるよう通信施設会社へ要請する。

※資料3-5 「災害時の広報文例」

第9節 交通確保体制の整備

災害発生時においても安全で円滑な交通手段を確保するため、平常時から体制が整備されるよう公共交通機関各社、道路施設管理者への要望に努める。

項目	実施担当機関
交通確保体制の整備	大阪国道事務所、各地方鉄道、各乗合旅客自動車運送株式会社、西日本高速道路株式会社

- 1 各鉄軌道会社（京阪電気鉄道株式会社、大阪市交通局、大阪高速鉄道株式会社）**
乗客の避難、被害状況の把握及び安全点検を行うための人材確保、応急復旧のための資機材の確保等、各鉄軌道会社への要望に努める。
- 2 各乗合旅客自動車会社（京阪バス株式会社、近鉄バス株式会社）**
災害時におけるバスの運行途絶は市民生活に与える影響が大きいため、利用者の安全確保を最優先として、可能な限り運行の確保に努めるとともに、利用者の混乱防止を図る。
- 3 道路施設管理者（近畿地方整備局大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社）**
道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を確保するための体制を整える。また、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、人員の確保等の体制の整備に努める

第10節 要配慮者対策

要配慮者（乳幼児、障がい者、高齢者、妊産婦及び外国人等）は、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難である。福祉関係機関と連携を図り、要配慮者に関する防災対策の整備に努める。

項目	実施担当機関
第1 要配慮者に対する支援体制整備	総務部、保健福祉部、避難支援等関係者
第2 社会福祉施設等における対策	社会福祉施設
第3 避難所対策	総務部、保健福祉部、教育委員会
第4 外国人等への対策	総務部、市民生活部、保健福祉部

第1 要配慮者に対する支援体制整備

大阪府の「避難行動要支援者支援プラン作成指針」（平成27年改訂）に基づき、「避難行動要支援者マニュアル」を作成するとともに、大規模災害発生時に避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するほか、平常時の見守り活動や消防活動に活用するため、避難支援等関係者（民生委員児童委員、消防組合）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ同意者名簿を提供する。

多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

1 避難行動要支援者名簿の作成・更新

(1) 避難行動要支援者

次の①～⑥までのいずれかに該当する者のうち、災害時の他者の手助けがなければ避難できない在宅の者で、家族等による必要な手助けをうけることのできない者を対象とする。

- ①65歳以上のひとり暮らしの者
- ②75歳以上の高齢者世帯の者
- ③身体障がい者・児（1、2級）
- ④知的障がい者・児（療育A）
- ⑤精神障がい者・児（1級）

⑥介護保険の要介護認定3～5

⑦上記以外の理由で避難支援が必要な者

(2) 避難行動要支援者名簿に記載する個人情報と入手方法

本市関係部局において把握する上記1の①～⑥に該当する者は、申し込みをしなくても自動的に市の避難行動要支援者名簿として搭載する。

⑦の登録を希望する者は申し込みが必要となる。その際、避難支援等関係者への情報提供を希望する場合は、同意の旨を連絡する。

市においては、以下の情報について、避難行動要支援者名簿に記載する。

- ア 氏名
- イ 性別
- ウ 生年月日
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由

なお、上記の情報については、対象者に登録申請書を配付・回収することにより収集する。

(3) 避難行動要支援者に関する情報の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化するため、市は、避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つよう努める。

(4) 避難支援等関係者への名簿の提供

平常時の見守り活動や消防活動に利用するため、地域支援者への情報提供に同意した者については、別途、同意者名簿としてとりまとめ、避難支援等関係者（民生委員児童委員、消防組合）に提供する。

なお、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があると認められる場合は、同意を得ていない避難行動要支援者の名簿情報についても避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者や自主防災組織等に提供するものとする。

名簿の提供にあたっては、適正な情報管理が図られるよう、避難支援関係者に対し、守秘義務が課せられていることを説明するとともに、名簿の利用、管理及び保管方法等について指導するなど、適切な措置を講ずる。

また、避難支援等関係者や自主防災組織が避難支援を行うにあたり、避難支援等関係者本人等の安全を確保するため、当該制度の意義等を十分周知するとともに、安全確保の措置を講ずる。

(5) 避難行動要支援者名簿に関する適正管理

市は、避難行動要支援者名簿について適正な情報管理を行うため、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を定めた「門真市情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

避難行動要支援者名簿を避難所ごとに作成し、各避難所で封印保管して備えます。

2 支援体制の整備

事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、大規模災害発生時における安否確認や避難誘導、避難所での支援などを円滑に実施するため、自主防災組織、民生委員児童委員、福祉サービス事業者等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

3 福祉サービスの継続と関係機関の連携

福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、府や国と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。

他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も福祉・医療関係部局や福祉サービス提供施設等必要な人員を確保し、関係者と密接な連携を図る。

4 訓練の実施

避難行動要支援者の避難誘導や避難所生活での支援について、実効性を担保するため、自主防災組織、民生委員児童委員、福祉サービス事業者等も参加した訓練を実施する。

5 福祉避難所における体制整備

府と連携を図りながら、福祉避難所（二次的避難施設）等において、避難行動要支援者の介護・医療的ケアなど相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

第2 社会福祉施設等における対策

1 災害対策マニュアルの策定

災害時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域との連携等を網羅した綿密な災害対策マニュアルを施設ごとに策定する。

2 防災訓練の実施

市地域防災計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に消火や避難等が行えるように施設ごとに定期的に防災訓練を実施する。

3 施設等の安全対策

災害時に施設自体が倒壊したり、火災が発生したりすることのないよう、施設の耐震化や防火対策を進めるとともに、施設や付属する危険物を常時点検する。また、火気については、日頃より安全点検を行う。

4 地域社会との連携

社会福祉施設の入居者は、自力での避難が困難である者が多く、災害発生時の避難にあたっては、施設職員だけでは不十分である。よって、常に施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られる体制づくりを推進する。

5 緊急連絡先の整備

緊急時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。

第3 避難所対策

指定避難所については、災害時に要配慮者が利用しやすいよう、施設の福祉的整備を図るものとする。

- (1) 多人数の避難に供する施設の管理者は、大阪府福祉のまちづくり条例等に基づいた整備・改善に努める。
- (2) 施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるように、段差の解消、スロープ、手すり等の設置や、障がい者用トイレの整備に努めるとともに避難生活（水・食料・物資の受け取り、簡易トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。
- (3) 施設管理者の協力を得て、府とともに、日常生活用具等備品の整備に努める。
(施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障がなく使用に供することができるよう管理体制を整える。)

- (4) 市の意思疎通支援事業に登録の手話通訳者や要約筆記者のほか、介護のボランティア等を災害時に派遣ができるよう、平常時から登録者や門真市社会福祉協議会との連携に努める。
- (5) 府と連携を図り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者と協議により、要援護高齢者、障がい者等が相談や介護・医療的ケア等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所（二次的避難施設）の選定に努める。

第4 外国人等への対策

前記以外の要配慮者として、言葉に不自由又は地理に不安な外国人、旅行者等が考えられる。これらの人々に対して、要配慮者として安心して行動できるような、環境づくりに努める。

1 防災情報の提供

外国人向けの防災リーフレット等の広報印刷物の配布（多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等）

2 地域社会との連携

(1) 地域での支援体制づくり

(2) 避難所等に通訳のボランティア等の派遣ができるよう、平常時から門真市社会福祉協議会との連携に努める。

○日本語読み書き講座（教育委員会生涯学習部）

日本語の読み書きが不自由で、日常生活に支障をきたしている人に、生活上必要な日本語の読み書きの習得を促進する。

第11節 帰宅困難者支援体制の整備

市は、府が民間企業や団体等と連携を図りながら推進に努める、帰宅困難者に対する情報の提供や徒歩帰宅支援等について、災害発生時の社会的混乱等を防止するため、府と連携し帰宅困難者支援体制の整備に努める。

帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、混雑による集団転倒や火災、沿道建物からの落下物等により死傷する危険性があるとともに、救助・救急活動や緊急輸送活動など応急対策活動が妨げられるおそれもある。

市は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかける。

また、市は、国、府及び関西広域連合等と連携して、鉄道の代替としてバス等による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。

なお、具体的な対策については、国、府、市、事業者及び関係機関が連携して検討を行い、帰宅困難者支援のガイドラインを作成するなど、実効性のある帰宅困難者支援の仕組みづくりを行う。

項目	実施担当機関
第1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動	本部事務局
第2 駅周辺における滞留者の対策	本部事務局
第3 代替輸送確保の仕組み（バス等）	本部事務局
第4 徒歩帰宅者への支援	本部事務局

第1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動

災害発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、市は府や関西広域連合と連携して、企業等に対して次のことについて普及啓発を行う。

- (1) むやみに移動を開始することは避ける。
- (2) 企業等内に滞在するために必要な物資の確保
- (3) 従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知
- (4) 従業員等が家族等の安否確認を行う手段の確認（家族間であらかじめ決定）
- (5) これらを確認するための訓練の実施

第2 駅周辺における滞留者の対策

駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するため、市は民間事業者との覚書等に基づき一時滞在施設等の確保に努めるなど、平常時から訓練等により連携体制を確立する。また、飲料水やトイレ等の提供体制の整備、要配慮者等を考慮した滞留者の避難誘導対応等についての検討を行う。併せて、帰宅困難者について、地域救援活動の応援要員としての役割についても検討を行う。

第3 代替輸送確保の仕組み（バス等）

鉄道の代替としてバス等による輸送が円滑に実施できるよう、近畿運輸局、道路管理者、府公安委員会及び各事業者等の関係機関と情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図る。

第4 徒歩帰宅者への支援

1 給油取扱所における帰宅困難者への支援

地震による災害が発生し、交通が途絶した場合に、大阪府石油商業組合の組合員は、帰宅困難者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、帰宅困難者に対し、次のような支援を行う。



- (1) 一時休憩所として、水道水、トイレ等の提供
- (2) 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

2 コンビニエンスストア・外食事業者による帰宅困難者への支援

関西圏域で地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、関西広域連合と協定を締結し支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者等は、災害時帰宅支援ステーション・ステッカーを表示したそれぞれの店舗（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、帰宅困難者に対し、次のような支援を行う。



- (1) 水道水、トイレ等の提供
- (2) 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

第12節 災害廃棄物処理に係る防災体制の整備

災害が発生した場合に、災害廃棄物の処理を迅速かつ的確に実施するため、平常時から処理体制の整備に努める。

項目	実施担当機関
災害廃棄物処理に係る防災体制の整備	市民生活部

1 廃棄物処理施設等の災害予防対策

次の災害予防対策に努める。

- (1) 処理施設等の点検、浸水対策、耐震化及び不燃堅牢化等
- (2) 処理施設の非常用自家発電設備等の整備や、断水時に機器等冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保

2 災害時の廃棄物処理計画

大規模な地震、洪水を想定した災害廃棄物処理計画を整備する。

- (1) 被災地区・規模の想定
- (2) 災害時のし尿、ごみ及びがれき等の発生量の予測
- (3) 仮設トイレ、消毒・脱臭剤等の備蓄及び調達体制
- (4) 排出ルール
- (5) 収集・運搬体制、ルート
- (6) 仮置場の配置計画・運営体制
- (7) 中間処理、再資源化及び最終処分場等での処理の方法・手順
- (8) 周辺市町村との協力体制、広域的な処理・処分の方法・手順
- (9) 粉じん、消臭等の環境対策
- (10) 有害物質の漏洩、アスベスト等の飛散防止措置
- (11) 処理施設の補修資機材の備蓄・調達、応急復旧体制
- (12) 収集運搬車両・機器等の点検、洪水時避難対策及び緊急出動体制

第13節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

市は、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき府が策定する第四次地震防災緊急事業五箇年計画について、大阪府と連携して、市内にかかる事業を推進する。

項目	実施担当機関
地震防災緊急事業五箇年計画の推進	各部局、大阪府、各防災関係機関

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設及びヘリポート
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線及び水管等の公益物件を収容するための施設
- (7) 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設、公立幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (11) (7)から(10)までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち地震防災上補強を要するもの
- (12) 津波により生じる被害の発生を防止し、又は軽減することにより、円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設
- (13) 砂防設備、保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- (14) 地震災害時において、災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- (15) 地震災害時において、迅速かつ的確な被害状況の把握及び市民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (16) 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により、被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- (17) 地震災害時において、必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (18) 負傷者を一時的に受入れ及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- (19) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- (20) (1)から(19)に掲げるもののほか、地震防災上整備すべき施設等であって政令で定めるもの

第2章 地域防災力の向上

第1節 防災知識の高揚

市及び関係機関は、防災知識の普及啓発、防災訓練など、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等のあらゆる機会を通じて、市民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。実施にあたっては、要配慮者に配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。

項目	実施担当機関
第1 防災知識の普及啓発	総務部、保健福祉部、教育委員会、消防組合
第2 学校教育・社会教育における防災教育	教育委員会
第3 事業所における防災知識の普及	総務部、消防組合
第4 災害教訓の伝承	総務部、保健福祉部、教育委員会、消防組合

第1 防災知識の普及啓発

地震、洪水時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、市民が、災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災知識の普及啓発を図る。

1 普及啓発の内容

(1) 災害等の知識

- ア 災害の態様や危険性
- イ 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置
- ウ 地域の地形、危険箇所
- エ 過去の災害から得られた教訓の伝承
- オ 地域社会への貢献
- カ 応急対応、復旧・復興に関する知識

(2) 災害への備え

- ア 最低3日間（可能な限り1週間程度）の飲料水、食料、携帯トイレ及びトイレ用紙等の生活物資の備蓄
- イ 非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ及び乾電池等）の準備
- ウ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備

- エ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の予防・安全対策
- オ 避難地・避難路・避難所、家族との連絡方法等の確認
- カ 自主防災組織活動、消火・救助・救急訓練をはじめとした防災訓練などへの参加
- キ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- ク 地震保険、火災保険の加入の必要性

(3) 災害時の行動

- ア 身の安全の確保方法
- イ 情報の入手方法
- ウ 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動
- エ 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
- オ 避難行動要支援者への支援
- カ 消火、救助・救急活動
- キ 心肺蘇生法、応急手当の方法
- ク 避難生活に関する知識
- ケ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
- コ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
- サ 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力

2 普及啓発の方法

(1) パンフレット等による啓発

防災パンフレット、防災マップ等を作成・更新、活用するとともに、ホームページ、公共施設及び電話帳（レッドページ）等への掲示、広報紙や放送メディアでの定期的な紹介、また、それらの情報の認知度の定期調査等により、情報の継続的な提供と普及啓発に努める。

啓発コンテンツの作成にあたっては、東日本大震災の教訓や南海トラフ巨大地震で想定される被害の状況等、最新の知見や情報を反映するとともに、ビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、視覚障がい者・聴覚障がい者や外国人等に配慮した、多様できめ細かな啓発に努める。

(2) 活動を通じた啓発

防災週間（8月30日～9月5日）、防災とボランティア週間（1月15日～21日）をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、市民参加型防災訓練の実施及び地域社会活動等の促進・活用による普及啓発に努める。

また、緊急地震速報について、市民がこの情報の特徴を理解して的確な行動をとれるよう、普及啓発を進める。

○緊急地震速報

極めて短い時間であっても強い揺れが到達する前に地震発生の旨を知らせ、防災対応を促すことにより被害の軽減を図るための情報で、その特徴や限界、情報を受信したときの行動のあり方などが広く認知されて初めて混乱なくかつ有効に機能する。

第2 学校教育・社会教育における防災教育

防災の手引を作成し、園児・児童・生徒に対する防災教育の実施とその充実を図る。また、生涯学習活動などにおいても、防災教育の実施とその充実を図る。

1 教育の内容

- (1) 気象、地形及び地震等についての正しい知識
- (2) 防災情報の正しい知識
- (3) 身の安全の確保方法、避難地・避難路・避難所・避難方法及び家族・学校との連絡方法
- (4) 災害等についての知識
- (5) ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成
- (6) 発達段階に応じた自助、共助についての知識

2 教育の方法

- (1) 防災週間（8月30日～9月5日）、防災とボランティア週間（1月15日～21日）及び学校の行事等を利用した訓練の実施
- (2) 教育用防災副読本、ビデオの活用
- (3) 特別活動等を利用した教育の推進
- (4) 防災教育啓発施設の利用
- (5) 防災関係機関との連携
- (6) 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用
- (7) 自主防災組織、ボランティア等との連携
- (8) 淀川資料館の見学、洪水ハザードマップを教材とした総合学習及び防災関係者による講座等の活用

3 教職員の研修

教育委員会は、地震に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。

4 学校における防災教育の手引き

「学校における防災教育の手引き」などを通じて防災教育を充実する。

5 校内防災体制の確立

学校は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。

6 消防団等による防災教育

市は、消防団が消防組合等と連携を図りつつ、小学校等において防災教育や訓練を行うことにより、市民の防災意識の高揚、災害時の対応力の強化できるよう支援する。

第3 事業所における防災知識の普及

大規模災害時における行動や地域との連携、災害時の対応方法について、従業員の防災意識が高揚されるよう、事業所単位での防災マニュアル等を作成するよう啓発に努める。

第4 災害教訓の伝承

過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等のもつ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第2節 自主防災体制の整備

市民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める。

項目	実施担当機関
第1 地区防災計画の策定等	総務部、市民生活部、消防組合
第2 自主防災組織の結成促進	総務部、市民生活部、消防組合
第3 自主防災組織の育成	総務部、市民生活部、消防組合
第4 事業者による自主防災体制の整備	総務部、市民生活部、消防組合

第1 地区防災計画の策定等

人口減少社会を迎える中で、高齢化や地域コミュニティの希薄化等により、自主防災組織の担い手が不足している状況を踏まえ、市は、高齢者や障がい者、女性、小中高生等の地域活動への参画、地域で活動するボランティアのネットワーク化等によるコミュニティの再生や、市民と一体となって少子高齢化に合わせた新たな仕組みづくりを行うなど、地域の連帯感の醸成に努める。

また、市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄及び高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

地区防災計画の作成にあたっては、高齢者や障がい者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。

なお、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定めることとする。地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、市に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。

第2 自主防災組織の結成促進

「自分の家族や財産、地域は自ら守る」という自主防災意識の醸成を促し、自主的な防災活動の推進を図るため、自治会等を単位として自主防災組織の結成を促進する。その際、防災リーダーを育成する。また、関係機関と連携し、自主防災組織としての防災

行動力の強化を支援する。

その他、婦人会等公共的団体における自主的な防災活動の促進を図る。

第3 自主防災組織の育成

市民による自主防災組織が自発的に行う消火、救助・救急活動を支援するため、技術的指導や資機材の整備助成等に努める。自主防災組織の育成にあたっては、高齢者や障がい者、女性、子どもたちの参画の促進に努める。

1 育成の方法

- (1) 自主防災組織の必要性の啓発
- (2) 住民組織に対する情報の提供（研修会等の実施）
- (3) 防災リーダーの育成（養成講習会等の開催）
- (4) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- (5) 防災資機材の配布又は整備助成、倉庫の整備助成及び支援
- (6) 防災訓練、応急手当等の訓練の実施

○ボランティア研修（社会福祉協議会）

災害時の安否確認、生活支援、福祉活動等が円滑に行われるように、地域の担い手である地区（校区）福祉委員会、民生委員児童委員などを対象に「救援ボランティア緊急時の心得」を題材にした研修を実施していく。

2 活動の内容

- (1) 平常時の活動
 - ア 防災に対する心構えの普及啓発（ミニコミ誌発行、講習会の開催等）
 - イ 災害発生時の未然防止（消火器等防火用品のあっせん、家具の安全診断・固定及び建物や塀の耐震診断等）
 - ウ 災害発生への備え（避難行動要支援者の把握、避難地・避難路・避難所の把握及び防災資機材や備蓄品の管理等）
 - エ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・応急手当・避難所開設運営・炊き出し訓練等）
 - オ 復旧・復興に関する知識の習得
- (2) 災害時の活動
 - ア 避難誘導（安否確認、集団避難及び避難行動要支援者への援助等）
 - イ 救助・救急（救助用資機材を使用した救助、負傷者の応急手当等）
 - ウ 出火防止・消火（消火器、簡易消火栓、可搬式ポンプによる消火等）
 - エ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の市への伝達、救援情報などの周知）

- オ 物資分配（物資の運搬、給食及び分配）
- カ 避難所の自主的運営

3 各種組織の活用

幼年消防クラブなど防災・防火に関する組織のほか、婦人会、自主防犯組織協議会及び赤十字奉仕団等における自主的な防災活動の促進を図る。

第4 事業者による自主防災体制の整備

事業者に対して、従業員及び利用者等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続及び地域への貢献・地域との共生といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。

また、事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うほか、地域貢献に関する協定の締結に努める。

1 啓発の方法

- (1) 広報紙などを活用した啓発
- (2) 自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催）
- (3) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- (4) 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

2 啓発の内容

- (1) 平常時の活動
 - ア BCP（事業継続計画）の作成・運用
 - イ 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用等）
 - ウ 災害発生時の未然防止（社屋内外の安全化、非常マニュアルの整備及び防災用品等の整備等）
 - エ 災害発生への備え（飲料水・食料・その他の物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備及び避難方法等の確認等）
 - オ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救助・応急手当訓練等）
 - カ 地域活動への貢献（防災訓練等地域活動への参加、自主防災組織との協力）
- (2) 災害時の活動
 - ア 従業員・利用者の生命の安全確保（安否確認（従業員の家族含む）、避難誘導、避難行動要支援者への援助等）
 - イ 救助・救急（救助用資機材を使用した救助、負傷者の応急手当等）
 - ウ 出火防止・消火（消火器、屋内・外消火栓、可搬式ポンプによる消火等）

- エ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の市への伝達、救援情報などの周知）
- オ 地域活動への貢献（地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、帰宅困難者対策のための施設の開放等）

第3節 ボランティア活動環境の整備

府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、門真市社会福祉協議会及びその他ボランティア活動推進機関は、府の災害時におけるボランティア活動支援制度等を活用し、それぞれ相互に連携して、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。

項目	実施担当機関
第1 受入れ体制の整備	総務部、保健福祉部、日本赤十字社
第2 人材の育成	総務部、保健福祉部、日本赤十字社
第3 活動支援体制の整備	総務部、保健福祉部、日本赤十字社

第1 受入れ体制の整備

1 受入れ窓口の整備

災害時にボランティア活動を行おうとする者の受入れ・活動の調整を行うための窓口の運営について、門真市社会福祉協議会との連絡調整に努める。

2 連携体制の整備

災害時に迅速にボランティアの受入れ、活動の調整が機能するよう、平常時から門真市社会福祉協議会と連携を図るとともに、市内のボランティア組織等への協力依頼に努める。

3 事前登録への協力

門真市社会福祉協議会と連携のもと、災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、大阪府が主体となって行う災害時におけるボランティア活動支援制度による事前登録に関する協力を努める。

第2 人材の育成

府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、門真市社会福祉協議会及びその他ボランティア活動推進機関と相互に連携して、ボランティア活動のリーダーの養成、ボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。

第3 活動支援体制の整備

災害時迅速にボランティア活動が機能するよう、活動拠点、必要な資機材の提供など、ボランティアが活動しやすい環境づくり等の条件整備を検討する。

第4節 企業防災の促進

事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続及び地域貢献・地域との共生等）を十分に認識し、被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するためのBCP（事業継続計画）を策定し運用に努める。

また、防災体制の整備、従業員の安否確認体制の整備、必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備、防災訓練、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）※の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。

項目	実施担当機関
第1 事業者のBCP（事業継続計画）等の策定促進	各事業者

第1 事業者のBCP（事業継続計画）等の策定促進

市は、市内事業者のBCP（事業継続計画）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進するため、市商工会議所や経済団体、企業防災活動を支援する団体等とも協力し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行う。

また、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援する。

※事業継続マネジメント（BCM）

BCP策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平常時からのマネジメント活動のこと。経営レベルの戦略的活動として位置付けられる。

（引用：内閣府作成 事業継続ガイドラインより）

第3章 災害予防対策の推進

第1節 都市の防災機能の強化

市をはじめ関係機関は、災害に強い安全なまちづくりを進めるため、防災空間の整備、都市基盤施設の防災機能の強化、密集住宅市街地の整備促進、土木構造物の耐震対策及びライフライン施設の災害予防対策等、災害に強い都市基盤を計画的に形成し、都市における防災機能の強化に努める。

都市の防災機能の強化にあたっては、河川、幹線道路及び都市公園等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、市民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努めるものとし、その際、大阪府の災害に強い都市づくりガイドライン（府都市整備部）を活用するものとする。

地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関しては、市街地の不燃化促進、延焼遮断帯の整備広域避難地の確保など、広域的な都市防災施策に関する都市計画上の方針を示した大阪府防災都市づくり広域計画に基づき、都市防災対策を促進する。

また、災害危険度判定調査の実施及び市民公表に努めるとともに、大阪府防災都市づくり広域計画に基づき、防災都市づくり計画の策定に努め、都市防災構造化対策を推進するものとする。

項目	実施担当機関
第1 防災空間の整備	まちづくり部、市民生活部、枚方土木事務所、大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社、JA北河内農業協同組合
第2 都市基盤施設の防災機能の強化	まちづくり部、上下水道局、大阪国道事務所
第3 密集住宅市街地の整備促進	まちづくり部、大阪国道事務所
第4 土木構造物の耐震対策	まちづくり部、大阪国道事務所、各地方鉄道、各乗合旅客自動車運送株式会社、西日本高速道路株式会社
第5 ライフライン施設の災害予防対策	まちづくり部、上下水道局、大阪国道事務所、西日本電信電話株式会社、関西電力株式会社、大阪ガス株式会社

第1 防災空間の整備

市及び関係機関は、避難地・避難路の確保、火災の延焼防止及び災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園緑地、道路、河川、水路などの都市基盤施設の効果的整備に努める。

また、農地などの貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅

などの公共施設等の有効活用を図り、防災空間を確保する。

1 道路・緑道の整備

道路整備は災害時における消防活動の支援、緊急交通路、避難路及び大規模火災時の延焼遮断帯として重要な機能を有しているため、都市計画道路の整備に努める。

- (1) 幹線道路をはじめとする新規道路の整備、既設道路の幅員の拡大等を行い、多重ネットワークの形成に努める。特に北部地区については、既存幅員6m以上の道路と連携して、消防活動困難地域の解消と一時避難地から寝屋川大東線や国道1号(第二京阪道路)までの2方向以上の避難ルートの確保を図れるよう都市計画道路の整備を促進する。
- (2) 広域避難地等に通ずる避難路となる幅員16m以上の道路又は幅員10m以上の緑道、並びに沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して地震災害時における避難上必要な機能を有する道路又は緑道の整備に努める。
- (3) 避難路、延焼遮断空間としての機能強化のため、既存道路の緑化、不法占有物件の除去や沿道建築物の不燃化を促進し、不燃領域の向上や、市街地大火の防止効果を高める。

※資料9-2「都市計画道路一覧表」

2 公園・広場の整備

災害時における避難所や災害救援活動の拠点となる公園・広場などについては、防災上の役割を考慮し、その配置や規模等の検討を行いながら整備に努める。

都市公園の整備に際しては、防災公園計画・設計ガイドライン(建設省都市局公園緑地課、土木研究所環境部監修)、大阪府防災公園整備指針(大阪府土木部発行)及び大阪府防災公園施設整備マニュアル(大阪府土木部公園課)を参考に、一時避難地や広域避難地等としての機能が確保されるように努める。

【整備する公園等の種類】

広域避難地となる都市公園	広域的な避難の用に供する概ね面積1ha以上の都市公園
一時避難地となる都市公園	近隣の市民が避難する概ね面積1,000㎡以上の都市公園
災害救援活動の拠点となる都市公園	災害発生時に、自衛隊や消防、ボランティア等の広域的な救援救護活動や救援物資輸送の中核基地等の機能を発揮する都市公園(後方支援活動拠点、地域防災拠点となる都市公園)
その他防災に資する身近な都市公園	緊急避難の場所となる街区公園・広場公園等

また、遊具・植栽の配置については、できる限り何も置かない空間を確保しつつ、

公園等を整備する。

○公園緑地の整備事業（まちづくり部）

避難地、火災の延焼防止、給水所、食料・物資の配給所、仮設トイレ、マンホールトイレ、ボランティアや自衛隊の活動拠点等多様な役割を発揮する公園緑地の整備を推進し、災害に強いまちづくりを実現する。

※資料9-1「都市計画公園一覧表」

資料9-3「都市計画公園・都市計画道路一覧図」

3 市街地緑化の推進

延焼遮断機能を有する緑地や並木など、市街地における緑化、緑の保全を推進する。

4 農地の保全・活用

市街地及びその周辺の農地は、防災面においても貴重なオープンスペースとして位置付けられている。市民生活部は、防災協力農地登録制度の推進などにより、災害時における延焼防止帯・緊急時の避難場所として、あるいは一時借用による仮設物の建設や資材集積場等としての保全・活用等を図る。

第2 都市基盤施設の防災機能の強化

大阪府災害に強い都市づくりガイドライン（府都市整備部）を活用して、整備計画、事業実施を図る。

1 公園等のアクセス機能の強化

広域避難地、一時避難地等については、アクセス等の整備を進めるとともに、災害時用臨時ヘリポート、ドクターヘリ及び自衛隊ヘリポートなど、防災機能の強化を図る。

※資料10-2「緊急交通路予定路線図」

資料〇-〇「ヘリポート候補地一覧」

2 河川水の活用

緊急用水の供給源として活用できる川づくりをめざした河川水の活用を図る。

第3 密集住宅市街地の整備促進

府をはじめ関係機関等と連携し、防災性の向上を図るべき密集市街地として位置付けた災害に強いすまいとまちづくり促進区域等において、木造密集市街地における防災性向上ガイドライン等に基づき、建物の不燃化・耐震化の促進や公共施設の整備等を図るとともに、住宅市街地総合整備事業や土地区画整理事業などによる面的整備を推進する。

特に地震時等に著しく危険な密集市街地については、平成32年度までに解消することをめざし、大阪府密集市街地整備方針等を踏まえて、以下の方向性を基本に地域の特性に応じて検討し、適切な進捗管理のもと、燃えにくいまち、避難できるまちの形成を積極的に進める。あわせて災害に強い都市構造の形成に向けて、地区内の延焼遮断帯や地域拠点等の整備促進を図る。

1 地区公共施設（道路・公園など）の重点的整備

必要性の高い施設に絞り込み、重点的に事業実施

2 老朽住宅の除却促進の強化

- (1) 除却に特化した活用しやすい補助制度の導入
- (2) 住宅税制を活用した除却促進

3 防火規制の強化

準防火地域の拡大に加え、小規模建物を不燃化する地区計画等を導入

4 耐震改修促進の強化

密集市街地における地域への働きかけ強化、負担の少ない改修の促進

5 延焼遮断帯の整備

延焼遮断帯の核となる広幅員の道路について密集市街地対策として整備を早期化、遮断効果の先行的な確保

6 地域拠点等の整備

地域のポテンシャルを活かした防災拠点[※]の整備や大規模道路沿道の土地利用転換等を誘導

※中町地区を密集市街地の防災拠点として位置づけ、「防災機能を有する公園」及び市立体育館等の「防災機能を有する公益施設」を一体的に整備し、防災機能を連携させることで、災害時には周辺密集市街地の避難拠点だけではなく、広域的な「防災拠点」の整備を行う。

7 地域防災力の向上

まちの危険度情報や対策等に関する市民等への周知を徹底し、地域の防災意識の向上を図り、自助・共助の防災活動や密集事業等への事業協力を促進

○社会資本総合整備交付金（住宅市街地総合整備事業、まちづくり部）
密集市街地において老朽建築物等の改善、生活道路を中心とする道路の整備、公園・緑地施設及び児童遊園の整備、公益施設の整備を行うことにより、災害に強いすまいとまちづくりを実現する。

※資料9-4 「防火・準防火地域指定状況図」

第4 土木構造物の耐震対策

1 基本的考え方

- (1) 施設構造物の耐震対策にあたっては、以下の地振動を共に考慮の対象とする。
 - ア 供用期間中に1～2度発生する確率を持つ一般的な地震動
 - イ 発生確率は低いが高レベルの地震動に起因する高レベルの地震動
- (2) 施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じず、また高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、地域的特性や地盤特性、施設構造物の重要度に則した耐震対策を実施する。
- (3) 防災性の向上にあたっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性を持たせるなど都市防災システム全体系としての機能確保に努める。
- (4) 既存構造物の耐震補強にあたっては、地震防災上重要な施設から耐震対策を実施する。

2 道路施設の安全確保

(1) 道路

路面への崩落が予想される道路法面を調査し、危険箇所には防災補修工事の推進を図る。

(2) 橋りょう・横断歩道橋等

橋りょう、横断歩道橋等については、点検マニュアルに基づき定期的に点検を実施し、危険箇所には耐震対策を講じる。特に、市管理の緊急交通路については、耐震診断に基づき補強計画を策定し、補強対策を実施する。

○橋りょう・横断歩道橋の定期点検（まちづくり部）
市が管理している全ての橋りょう及び横断歩道橋の点検を定期的に行い、損傷箇所等につき、必要な修繕を施す。

3 河川の安全確保

河川による水害を防止するため、堤防、護岸等の河川構造物を調査し、危険箇所には必要な耐震対策を講じるとともに、府と協力して耐震性の向上に努める。

4 鉄軌道施設の安全確保

橋りょう、高架部及びモノレール等の施設について、耐震対策を講じるよう鉄軌道各社への要望に努める。

第5 ライフライン施設の災害予防対策

ライフラインに関わる事業者は、地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努めるとともに、迅速かつ的確な応急復旧を行うための防災体制を整備する。

1 上水道施設（上下水道局）

災害による断水、減水を防止するため、「水道施設設計指針」及び「水道施設耐震工法指針」（公益社団法人日本水道協会）等に基づき、上水道施設の強化と保全に努める。

（1）送配水管路の耐震化

送配水管の新設や布設替時に、耐震性の高い管材料や伸縮可とう性継手等の導入を推進する。

- ア 浄・配水場、主要管路等重要度の高い基幹施設の耐震化
- イ 医療機関、社会福祉施設その他防災上重要な施設への送配水管の耐震化
- ウ 施設の機能維持に不可欠な情報通信システムの整備

○水道施設等整備事業（上下水道局）

災害時にも安定した水を供給するための配水施設の耐震化に取り組む。

（2）機能の強化

単一管路で給水されている区域については、配水本管、配水支管の新規布設によって管路のループ化・多重化を推進するとともに、各地域の自己水の活用等バックアップ機能を強化する。

（3）水道の安定供給

- ア 大阪広域水道企業団からの安定受水の確保に努める。
- イ 浄・配水場等の施設更新にあたっては貯水能力の増強を検討する。
- ウ 常時監視及び巡回点検を実施し、施設設備の維持保全に努める。

（4）計画的な整備等

施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

2 下水道施設（まちづくり部、上下水道局）

災害による下水道施設の機能低下・停止を防止するため、下水道施設の強化と保全に努める。施設設備の新設・増設にあたっては、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。また、補強・再整備にあたっては、緊急度等（危険度、安全度、重要度）の高いものから進める。

（1）施設の耐震化

一般下水道、管渠については、変位を吸収する措置等によって耐震性の向上を図る。

（2）ポンプ場の耐震化

ポンプ場の耐震化については、「下水道施設の耐震対策指針と解説」（公益社団法人日本下水道協会）に基づき耐震化を図る。

※資料6-1「下水道ポンプ施設一覧表」

3 電力供給施設（関西電力株式会社）

災害による電気の供給停止を防止するため、電力供給施設の強化と保全に努める。

（1）電力供給施設の強度確保

発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、台風、地震の被害を最小限にとどめる強度の確保を図る。

（2）電力の安定供給

電気設備の予防点検を行うとともに、電力供給系統の多重化を推進する。

（3）施設設備の維持保全等

電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、常時監視を行う。

（4）計画的な整備等

施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

4 ガス供給施設（大阪ガス株式会社）

災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス供給施設の強化と保全に努める。

（1）ガス供給施設の耐震性確保

製造所・供給所等のガス施設について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図る。

（2）ガス導管、継手の耐震性確保

高圧・中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可とう性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可とう性の高いポリエチレン管の使用を促進する。

（3）施設設備の維持保全等

ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全常時監視を行う。

(4) 計画的な整備等

施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

5 電気通信施設（西日本電信電話株式会社）

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備等の強化と保全に努める。

(1) 電気通信施設の信頼性向上

ア 電気通信施設の立地に応じた耐水構造化（建物内への浸水防止対策等）、耐風構造化、地震又は火災に備えた主要通信施設の耐震・耐火構造化など防災強化を推進する。

イ 主要な伝送路の多ルート構成・ループ構造や、中継交換機の分散設置、予備電源の設置などシステムの高信頼化を推進する。

ウ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(2) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講じる。

(3) 災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

6 共同溝・電線共同溝の整備

二次災害の防止、ライフラインの安全性及び信頼性の確保、都市防災及び災害に強いまちづくりという観点から、他の道路管理者及びライフライン事業者と協力して共同溝・電線共同溝の整備を計画的に推進する。

(1) 収納するライフラインの種類により、以下の区分とする。

ア 共同溝は、2以上のライフライン事業者の物件を収容する。

イ 電線共同溝（C・C・BOX）は、2以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の電線を収容する。

(2) 特に、共同溝については、府域内及び近隣府県とのネットワークの形成を推進する観点から、既存共同溝間の連続化を図る。

第2節 建築物等の安全化

地震による建築物の倒壊や火災の延焼を防止するため、建築物の耐震化・不燃化の推進を図るとともに、安全性の指導に努める。

項目	実施担当機関
第1 建築物等の耐震化の促進	まちづくり部、消防組合、事業者
第2 建築物等の安全性に関する指導等	まちづくり部、市民生活部、消防組合、事業者
第3 文化財	教育委員会、消防組合、文化財所有者

第1 建築物等の耐震化の促進

地震による建築物の被害を最小限にとどめるため、「門真市住宅・建築物耐震改修促進計画」（平成20年3月策定、平成23年3月改定）に基づき、市民、行政及び関係団体の連携のもと、市内の建築物の耐震化の促進を図るとともに、平成27年度までに耐震化率9割の目標達成をめざす。

なお、全ての小学校、中学校については、耐震診断を実施し、その診断結果に基づき、耐震改修を行った。

1 公共建築物

- (1) 公共建築物について、防災上の重要度に応じて順次耐震診断を実施する。その診断結果に基づき、重要性や緊急性を考慮し、耐震改修の計画的な実施に努める。
- (2) 公共住宅について、計画的な建替事業や耐震改修を推進するとともに、オープンスペース等の一体的整備に努める。
- (3) 公共建築物の建築にあたり、防災上の重要度に応じた耐震対策を実施する。
- (4) 非構造部材の天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。
- (5) 建築基準法及び国等の定める液状化に関する設計基準等に基づき、液状化の発生の可能性及びその程度を予測し、それにより建築物等の保有すべき性能が損なわれると判断した場合には、適切な措置を講じるものとする。

2 民間建築物

- (1) 市民及び建物所有者が、自主的に耐震化へ取り組むことを基本とし、その取り組みをできる限り支援する。
- (2) 市長は、病院、店舗、ホテル等の不特定多数の人が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の要配慮者が利用する建築物のうち大規模なもの等、耐震診断が義務付けられている建築物の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、

必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化の促進を図る。
また、特定既存耐震不適格建築物（一定規模以上の病院、店舗、ホテル等不特定多数の人が利用する建築物）等の所有者に、必要に応じて耐震診断や改修の指導・助言、指示等を行い、進行管理に努める。

- (3) 広域緊急交通路等が地震発生時に沿道建築物の倒壊により閉塞することを防止するため、地域の実情に応じて、沿道建築物の耐震診断を義務付ける路線を指定し、耐震化に係る費用を補助するとともに、所管行政庁は対象建築物の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化を促進する。
- (4) ブロック塀等工作物の安全化や安全な住まい方等を含め、耐震診断や改修の実施促進及び耐震に関する知識の普及啓発に努める。

第2 建築物等の安全性に関する指導等

建築物の敷地、構造及び設備等について安全性を確保し、市民の生命を保護するため、建築基準法等に基づく指導・助言を行うとともに、防災知識の普及や要配慮者対策を実施し、建築物などの安全対策を推進する。

1 民間住宅の所有者に対する防災知識の普及

関係機関と連携のうえ、ポスターや印刷物の配布、広報紙の活用、講習会の開催等によって、市民に対し建築物の安全対策、家具やロッカーの転倒防止策等安全な住まい方も含めた災害予防の知識の普及に努める。

2 定期報告制度の活用等

建築基準法（第12条）による定期報告（特殊建築物等の調査・検査報告）の機会に、該当する建築物の所有者又は管理者に対して、建築物の防火・避難等、安全性の維持・確保の啓発に努める。また、高度な防災性能が要求される高層建築物に対しては防災計画書の作成を指導する。

3 建築物等の福祉対策

府の「福祉のまちづくり条例」に基づき、不特定多数の人が利用する建築物等の福祉的整備を図る。

4 屋外広告物等の落下防止

地震によって落下事故等が生じるおそれがある屋外広告物については、大阪府屋外広告物条例に基づき、関係機関の連携のもと、設置者に対して改善措置を講じるよう指導を要請する。

第3 文化財

文化財は貴重な国民的財産であることを十分に認識し、予想される災害に対して保存のため万全の配慮を行うとともに、良好な状況のもとに文化財の維持管理に努める。

1 保護思想の普及

文化財保護強調週間（11月1日～7日）、文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じて所有者、市民、見学者等に対して、文化財保護思想の高揚を図るための啓発活動に努める。

2 防災設備の充実

文化財保護対象物を所蔵する建造物に対して、消火設備、避雷設備などの防災設備を設置又は改修するとともに、警備体制の充実を図る。

3 火気使用制限区域の設定

文化財保護対象物を所蔵する建造物の周辺を火気使用の制限区域に指定し、市民、見学者等に対し周知を図るため、標識等の設置に努める。

4 予防体制の確立

(1) 初期消火と自衛組織の確立

- 文化財所有者等は、自衛組織を結成して初期消火体制の確立を図る。
- 自衛組織を結成する人員がいない場合や夜間に十分な人員がいなくなる場合等には、あらかじめ対策を講じておく。

(2) 防災関係機関との連携

文化財所有者等、消防組合、教育委員会、門真警察署及びその他関係機関は平常時から連携を保ち、また、防災訓練を実施することで、災害時における円滑な対応が行えるよう努める。

(3) 市民との連携

防災には、地元の地理や水利に詳しく、いち早く駆けつけられる組織が望ましいため、付近住民に対し、平常時から文化財の保護、災害時における初期消火活動への協力を呼びかける。

【指定文化財】

国指定天然記念物	薫蓋樟	三ツ島1丁目15-20
府指定天然記念物	蕨島のクス	蕨島510
府指定史跡	伝茨田堤	宮野町8
府指定有形文化財	願得寺	御堂町8-23

第3節 水害予防対策の推進

洪水等による災害を未然に防止するため、寝屋川流域水害対策計画（平成26年変更）との整合を図りながら治水安全度の向上に努め、計画的な水害予防対策を実施する。

項目	実施担当機関
第1 河川・水路の改修	まちづくり部
第2 水害減災対策	まちづくり部
第3 下水道の整備	上下水道局
第4 地下空間浸水対策の推進	まちづくり部

第1 河川・水路の改修

1 水害の防止

近年の著しい都市化の進展に伴う降雨時の一時的な流量増加に対処するとともに、災害を未然に防止するために水路等の改修事業を推進する。また、雨期前には水路の重点箇所の点検、幹線水路の維持管理、清掃を実施する。

2 雨量計・量水標の整備点検

観測に障害が発生しないよう、定期的に機器を点検・整備するとともに、必要に応じて観測機器を増設する。

3 気象及び河川情報システムの活用

広域的な雨量情報や河川水位情報の迅速な収集伝達を図るため、各種情報システム等を導入し、その活用に努める。

第2 水害減災対策

1 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

水防法第15条に基づき浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。

(1) 洪水予報等の伝達方法

(2) 避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(3) 浸水想定区域内の地下街等で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、又は主として要配慮者等、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ること

が必要なもの、大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地

- (4) 名称及び所在地を定めたこれらの施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法

2 洪水リスクの周知・利用

府が公表した洪水リスクを市民に周知させるため、説明会・講習会等の必要な措置を講じるように努めるとともに、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を策定する際に参考とする。

3 防災訓練の実施・指導

防災週間（8月30日～9月5日）、水防月間（5月）及び土砂災害防止月間（6月）等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するとともに、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場及び学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、市民の風水害発生時の避難行動等の習熟を図る。また、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努めることとし、訓練の実施に当たっては、ハザードマップを活用しつつ行う。

4 水防団の強化

水防団及び水防協力団体の研修・訓練や、災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。また、青年層・女性層の団員への参加促進、処遇の改善等により、水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

5 治水施設の整備・指導

河川への集中的な流出を抑制するため雨水の貯留・浸透方式の改善を推進する。

第3 下水道の整備

降雨による浸水被害を防止するため、雨水を排水する管渠能力の向上と雨水ポンプ能力の増強に努める。

※資料6-1「下水道ポンプ施設一覧表」

第4 地下空間浸水対策の推進

浸水想定区域内の地下空間の所有者、管理者及び建設予定者等に対し、国土交通省の「地下空間における浸水対策ガイドライン」の概要を周知し、対策の実施を推進する。

また、洪水予報、雨量・水位情報の収集方法、(一般財団法人)日本建築防災協会の「地下街等浸水時避難計画策定の手引き」の概要を周知し、洪水避難体制の強化を推進する。

第4節 地盤災害予防対策の推進

地盤災害を未然に防止するため、危険な箇所における災害防止対策を実施する。

項目	実施担当機関
第1 液状化対策の推進	まちづくり部

第1 液状化対策の推進

1 液状化対策への取り組み

液状化現象によって、構造物に対しては次のような被害が発生するおそれがある。

- (1) 地盤全体の移動、すべり及びこれに伴う構造物、ライフラインの破壊
- (2) 地盤が支持力を失うことによる構造物の沈下傾斜、基礎の破壊、すべり
- (3) 浮力の増大による地中埋設物の浮き上がり
- (4) 土圧の増加による擁壁、護岸等の破壊
- (5) 地盤又は地盤構造物系の応答性状の変化及び地盤反力の低下に起因する杭基礎の破壊等

今後、液状化による施設等の被害を最小限にするために、府や研究者等の調査研究及び指導に基づき、液状化対策に取り組む。

第5節 危険物等災害予防対策の推進

消防法をはじめ関係法令の周知徹底、規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚に努める。

項目	実施担当機関
第1 危険物災害予防対策	消防組合
第2 高圧ガス災害予防対策	消防組合
第3 火薬類災害予防対策	消防組合
第4 毒物・劇物災害予防対策	消防組合

第1 危険物災害予防対策

危険物施設は地震動や液状化によって、その施設が損傷し、飛散・漏洩・爆発・火災等によって、広範囲にわたる被害をもたらすおそれがあることから、保安体制の強化を図る。

1 保安教育の実施

危険物事業所における保安管理の向上を図るため、消防訓練、立入検査を通じ、危険物事業所の関係者に対し、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導するとともに、危険物安全週間（6月の第2週）を中心に、関係者に各種啓発事業を行う。

2 指導の強化

危険物施設の現況を把握するとともに、消防吏員の立入検査等を通じて、指導の強化を図る。

- (1) 立入検査及び保安検査により、法令上の基準の遵守を徹底させる。
- (2) 危険物施設内の危険物の取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の者の場合には、資格を持った者の立ち会いを徹底させる。
- (3) 関係機関と連携して、危険物積載車両等の一斉取締りを実施する。
- (4) 危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (5) 危険物施設の実態に即した予防規程の策定を指導する。
- (6) 危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。
- (7) 災害発生時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の策定など、当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を講ずるよう指導する。

3 自主保安体制の確立（事業所の防災組織の強化）

大規模な危険物施設事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進するとともに、活動要領を策定するなど、自主的な防災体制の確立について指導する。また、危険物施設事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導する。

第2 高圧ガス災害予防対策

関係法令（高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等）の周知徹底・規制、保安のための指導、各種講習会・研修会の実施など、適切な災害予防対策が講じられるよう、府が実施する啓発活動等に協力する。

第3 火薬類災害予防対策

火薬類取締法等の関係法令の遵守徹底・規制、保安教育や保安体制確立のための指導、知識の普及など、盗難防止対策を含めた適切な災害予防対策が講じられるよう、府が実施する啓発活動等に協力する。

第4 毒物・劇物災害予防対策

毒物及び劇物取締法等の関係法令の遵守徹底・規制、立入検査等や事業者に対する危害防止体制整備の指導、知識の普及など、適切な災害予防対策が講じられるよう、府が実施する啓発活動等に協力する。

※資料5-1「中高層建築物の現況」
資料5-2「危険物施設数」

第6節 放射線災害予防対策の推進

項目	実施担当機関
放射線災害予防対策の推進	消防組合、大阪国道事務所、各地方鉄道、各乗合旅客自動車運送株式会社、西日本高速道路株式会社、門真市医師会

消防組合は関係機関と協力して、医療機関等の放射性同位元素（※）に係る施設の把握に努めるとともに、市内を經由して行われる放射性物質輸送については、輸送物、輸送方法等について関係機関と密接な連携に努める。

放射性同位元素等使用事業所での放射性同位元素等を原因とする事故（放射線災害）の予防対策、応急対策及び事後対策は、他の法令等によるべき旨のない範囲で、放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第17条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者をいう。）等は、必要な対策（施設の防災対策、防災業務関係者に対する教育及び防災訓練等）を講じるよう努める。

○放射性同位元素

同位元素のうちで放射性をもつ元素。自然放射能として天然に存在するものと、加速器や原子炉で人工放射能としてつくられるものがある。

たとえば、水素（ ^1H ）、重水素（ $^2\text{H}=\text{D}$ ）、三重水素（ $^3\text{H}=\text{T}$ ）は互いに同位体であり、このうち、水素と重水素は安定同位体、三重水素（トリチウム）は β 線を出す放射性同位体である。